

令和5年度第1回袖ヶ浦市公民館運営審議会

1 開催日時 令和5年5月19日(金) 午後3時開会

2 開催場所 根形公民館 2階視聴覚室

3 出席委員

委員長	齋藤 隆彦	委員	土師 宏美
副委員長	片寄 礼子	委員	田中 輝博
副委員長	篠原 和行	委員	大熊 弘子
委員	庄司 光利	委員	石井 喜三江

(欠席委員)

委員	早川 敦	委員	前田 元子
委員	福原 孝彦	委員	鈴木 美恵子

4 出席職員

教育部長	生方 和義	根形公民館館長	加藤 宏明
生涯学習課課長	島田 宏之	根形公民館顧問	平賀 栄三郎
市民会館館長	大田 知司	根形公民館主幹	葛田 陽子
市民会館副主幹	三沢 徹	平岡公民館顧問	在原 徹
平川公民館館長	齋藤 秀夫	平岡公民館主査	岡本 ヤヨイ
平川公民館主査	林 涼子	市民協働推進課長	泉水 雄一郎
長浦公民館館長	須田 紀子	市民協働推進課副課長	高品 誠
長浦公民館顧問	地引 等	市民協働推進課主査	木村 卓郎

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	1人

6 報告

(1) 令和4年度市民会館・公民館事業の実施結果について

7 議題

(1) 令和5年度市民会館・公民館の事業計画について

(2) 令和5年度袖ヶ浦市公民館運営審議会の年間計画について

- (3) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について
- (4) その他

## 8 その他

## 9 議事

### 齋藤委員長

報告(1) 令和4年度市民会館・公民館事業の実施結果について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局

(資料1 ページから22 ページに基づき、大田市民会館館長、齋藤平川公民館館長、須田長浦公民館館長、平賀根形公民館顧問、在原平岡公民館顧問が説明。)

### 齋藤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様のご質問等があればお受けします。

### 田中委員

平岡公民館の平岡地区の親子と高齢者を対象として実施した世代間交流事業について、私自身、小中学生と話をする機会はあるけれども、30代や40代の方と話す機会はなかなかありません。高齢者と親子20人が参加された世代間交流事業の内容とどのように進められたのかお聞きします。

### 岡本平岡公民館主査

本来なら平岡公民館の多目的ホールで実施するところでしたが、多目的ホールが吊天井の工事中であったため、地区内にある農村公園を借りて実施しました。平岡地区では昔からの遺跡がたくさん出ているということ子ども達にも知ってもらいたく、郷土博物館の職員も加わり、平岡地区から出土された土器の見学や勾玉づくりを行いました。その後、サツマイモを使ったパンケーキ作りやミニゲームを行い、小学生及びその保護者と数名の高齢者との交流を深めました。

### 田中委員

高齢者は何名集まりましたか。

## 岡本平岡公民館主査

6、7人です。

## 片寄委員

市民会館に2点、質問します。舞台コーディネータ養成講座では、令和4年度の決算額が6万円、参加人数は19名となっています。前年度は43名が参加しましたが決算額は同じ6万円でした。受講人数に関係なく費用が同額である理由についてお聞きします。また、令和5年度の事業計画には、舞台コーディネータ養成講座が入っていないので事業の中止と捉えますが、それと関連するのでしょうか。もう1点は、二十歳を祝う会の決算額につきまして、令和3年度は55万9千円でしたが、令和4年度は102万8千円で46万9千円増えている理由を教えてください。また、令和5年度の予算額では58万5千円と減額している理由についても併せてお聞きします。

次に、平川公民館に質問します。参加者が集まらない講座があったとの説明がありましたが、事業の実施状況を見ますと、コンスタントに参加されている方がいたように思います。どのような時点で参加者が集まらないということになったのかお聞きします。

## 大田市民会館館長

舞台コーディネータ養成講座の費用については、専門の講師を依頼しているため若干高額ではありますが講師の謝礼です。ご指摘のとおり、講座の参加者が少ない状況であることと、現在市民会館では本来の職員配置が整っていない状況であるため、令和5年度は舞台コーディネータ養成講座は実施せずに、講座の在り方について検討することとしました。

二十歳を祝う会の予算及び決算額については、令和4年度は成人式から二十歳を祝う会へ名称変更に伴って看板を作り直したため増額となっています。そして、令和5年度は看板製作費用がない分、予算額が減っています。

## 片寄委員

ありがとうございました。令和5年度の舞台コーディネータ養成講座は、様子を見るということでしょうか。

## 大田市民会館館長

そのとおりです。

## 齋藤平川公民館館長

参加者が集まらない講座と言いますのは、特に、中学校家庭教育学級において平日に開催したということもあり、参加人数が1桁台でありました。これに関し

ましては、令和5年度は募集方法等を検討していきたいと考えています。

#### **片寄委員**

他の講座等はコンスタントに集まっていたけれども、家庭教育学級では集まらなかったという反省点ですね。ありがとうございました。

#### **齋藤委員長**

他に質疑がないようですので、報告(1)については、これで終了いたします。

続いて、議題(1) 令和5年度市民会館・公民館の事業計画について、事務局より説明をお願いします。

#### **事務局**

(資料23ページから36ページに基づき、大田市民会館館長、齋藤平川公民館館長、地引長浦公民館顧問、加藤根形公民館館長、在原平岡公民館顧問が説明。)

#### **齋藤委員長**

ただいまの説明について、委員の皆様のご質問等があればお受けします。

(質疑等なし)

#### **齋藤委員長**

質疑がないようですので、議題(1)についてはこれで終了いたします。

続いて、議題(2) 令和5年度公民館運営審議会の年間計画について、事務局より説明をお願いします。

#### **事務局**

(三沢市民会館副主幹が説明。)

資料38ページのその他の行事について、君津地方公民館運営審議会委員連絡協議会総会の日程が6月30日(金)に決定しました。会場は君津市の周西公民館で、理事会は14時から、総会は15時からとなります。後程、木更津市の事務局から通知文の発送がありますのでよろしく願いいたします。

また、千葉県公民館研究大会は、令和6年1月26日(金)を予定しています。詳細が決定しましたらご連絡いたします。

#### **齋藤委員長**

ただいまの説明について、委員の皆様のご質問等があればお受けします。

(質疑等なし)

### 齋藤委員長

質疑がないようですので、議題（２）についてはこれで終了いたします。

資料３８ページの１行目に記載してありますが、市民会館・公民館の市長部局への移管については、今後、皆様にお話しすることやご審議いただくことがあれば声をかけますので、その節はよろしく願いいたします。

続いて、議題（３）地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について、市民協働推進課の職員に来ていただいていますので、説明をお願いいたします。

### 市民協働推進課 泉水課長、高品副課長、木村主査が入席

(資料３９ページから４８ページ、及び別添資料「地域まちづくり協議会について」に基づき、泉水市民協働推進課長が説明。)

### 齋藤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様のご質問等があればお受けします。

### 田中委員

私個人としては、まちづくりということがどのような姿を求められているかがよくわかりません。最終的にまちづくりとは住民自治であり、住民が自分で考えて自分で行動するということが地方自治の基本だと思いますが、その住民自治がどういうまちを作っていこうとしているのか表に出てきていません。観念論的により良いまち、という表現を用いていますが、それで本当にまちづくりができるのか、明確な目標がないのではないかと思います。

各自治会や団体では、意思の疎通がなかなかできていないので、協議会を作って組織の中でお互い情報交換をしながらそれぞれの活動を高めていこうという考えは結構なことです。しかし、公民館が市長部局へ移管しなくても、そのような組織を作ればよいのですから、社会教育施設である公民館を市長部局の管理下におかなければならない理由がわかりません。資料４１ページの移管により懸念される事項の中に、社会教育という文言が全く入っていません。戦後すぐ、社会教育について議論が進み、社会教育法が制定されて公民館もできましたが、戦前の教育に対する反省からできたのだと私は理解しています。そうしますと、それによって行政がやっていることと教育とは全く別であるということで、それぞれの独立性がここで議論されているはずですが、公民館が市長部局へ移管することによって、各々の独立性がこれまでの考えと逆転するということが、懸念される事項の中で一番最初に挙げられるべきです。社会教育というものの重要性が下がってくる、というマイナス部分の方がずっと大きいと考えられますが、

そこまでする必要があるのか疑問です。教育委員会と市民協働推進課双方の意見をお聞きします。

### 大田市民会館館長

社会教育の独立性は当然のことながら守らなければなりません。実際に公民館が市長部局へ移管したとしても、これまで行っていた公民館活動そのものが否定されるわけではありません。今までの活動が守られない、ということにならないようにするための手立てを考えていくわけですので、懸念するようなことにならないということであり、懸念される事項の中には記載されておられません。

### 田中委員

それは甘いのではないかと思います。そこまで確証があるのなら文書に残す、条例の中に入れるなどすべきと考えます。市長が変わる、時代が変わっても、それについてはある程度担保できるようにしておかなければなりません。そういうつもりでしたということでは済まないと思います。社会教育法にしても教育基本法にしても徐々に改正されてきていますが、公民館が市長部局へ移管するということは、市長部局、つまり行政の方で教育を操作しやすいような状態に進めているのではないかと思います。それに対する担保措置があればいいのですが、今の説明を聞いていますと、公民館が社会的手法を活かして市民とのまちづくりを主体的に進めていくとあります。社会教育法の手法とは何でしょうか。社会教育とは市民自治をいかに高めていくということですから、それは守らなければならなければなりません。

### 泉水市民協働推進課長

社会教育の担保についてですが、公民館等の施設を市長部局の方に移管できるように法律が改正されましたが、その時の条件として、社会教育についてもきちんと確保した上でということであり、教育部とも認識は同じく、社会教育をしっかりと担保していく形で移行していくと考えています。それを条例へ規定するのかといったことやチェック機能として公民館運営審議会等の関係機関も含めて、どのようにしていくか総合的に考えており、社会教育は継続して行っていますのでご理解いただきたい。

### 田中委員

公民館を市長部局の中に置かないと、まちづくりはできないものではないでしょうか。教育委員会と行政それぞれが、住民自治を高めるような形でまちづくりを行っていけばよいのではないかと考えます。

### 泉水市民協働推進課長

公民館を多くの方に使ってもらいたい、たくさんの方に公民館に来てもらって地域の活性化につなげたいという考えを持って取り組んでいます。ただし、社会教育施設では社会教育法により施設の利用にあたって制限がかかる場所もあり、市として公民館の機能をさらに高めるために市長部局へ移管する方針としているところです。

### 田中委員

教育委員会として、公民館を広く開放することが社会教育法を普及するためとしての意味がありますか。

### 島田生涯学習課長

田中委員より、社会教育の発展に意義があるのかという質問がございましたが、戦後、国民の意識や認識が時代と共に変わってきていますので、公民館も伝統に甘んじるのではなく、変わっていかねばなりません。そのような中で、地方自治において市民のためにどのような形でやっていくことがよいのかを追求し、より多くの方が利用するためのひとつとして、公民館をコミュニティーセンター化してやっていこうという考えになりました。

### 齋藤委員長

公民館が市長部局へ移った時に、今までのように公民館が使えるのか、サークルがそのまま使えるのかという点が一番心配しているところです。時代が変わってきているからという話になりますと、今時点ではそれほど変わりはないですが、これから先、我々市民にとって使い勝手が悪くなっていくのではないかと懸念されます。これについては、規約化や条例化という形を残し、また、審議会で意見を聞いていくことは必要です。これからも検討の余地がありますので、市として十分に検討を重ねた中で、我々が納得できるような回答をいただきたいと思えます。

他に、委員よりご質問がございますか。

### 片寄委員

資料の43ページに、平成29年に「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を制定し、平成31年に「袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画」を策定したとありますが、これが初めて、市民協働のまちづくりの推進計画ができて実行に移っていったと解釈してよろしいでしょうか。そうであれば、平成29年から現在に至るまで、市民協働のまちづくりをどのように計画し、実行されてきたのか、どのような点が悪かったのか。そして、なぜ公民館の社会教育法として結びつかねばならなくなったのでしょうか。社会教育の公民館活動は、本審議会

において事業計画の説明があり、意見交換を行い、審議をして決定したうえで公民館の事業を実施しています。一方、まちづくりの推進計画では現実的にどのように実施して、どうしてここにきてギブアップをし、令和6年度から社会教育と結びつけることになったのか、その経過をお聞きします。

#### 泉水市民協働推進課長

平成29年に条例を制定し、平成31年に「袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画」を策定し、その中で5年間の方針や取組を計画として盛り込んでいます。計画を立てた約70事業については、実施した事業に対して評価と検討を年に一度行い、その際には庁内及び外部委員も含めた組織の中で評価をいただいています。それを踏まえて次年度の事業実施に取り組んでいます。現在、この計画期間の5年目を迎えていますので、今年度は現在の計画のリニューアルとして次期の計画を検討しているところであり、令和5年度内に計画をまとめる方向で進めています。

#### 片寄委員

市民協働推進課では努力していただいていると思います。しかし、資料に例としてあげている長浦地区のまちづくり協議会の組織の中に、公民館の社会教育がどのように入っているのかイメージがわかりません。令和5年度の公民館の事業計画は本審議会でも先ほど報告があり承認されました。この組織図から、どのような流れで、事業計画を立てていけばよいのか、公民館の役割が具体的に見えないので不安を感じています。

#### 泉水市民協働推進課長

まちづくり協議会については、平成30年に計画を立てた際に、各地区で座談会を行って地域住民へ説明をしてきました。そして、令和4年度にようやく長浦地区で設立されました。長浦地区のまちづくり協議会では、事務局は市の職員が行い、協議会の理事会や部会は公民館を借用して開催しています。今後、公民館をまちづくりへの拠点として地域の課題解決と活性化を推進していきたいと考えていますが、具体的なことについては、この後の検討課題であります。

#### 齋藤委員長

今後、市内の各地区に、まちづくり協議会を設立していくということになりますか。

#### 泉水市民協働推進課長

まちづくり協議会は、地域の方と一緒に作っていく組織でありますので、市から必ず作ってくださいというものではありません。まず、地域住民の話を聞きな



がら、長浦地区のようなまちづくり協議会を作ってみようという要望があれば、説明を行っていきます。

#### **齋藤委員長**

あくまでも、市民の主導でやっていくということによろしいでしょうか。

#### **泉水市民協働推進課長**

そのとおりです。

#### **田中委員**

公民館はまちづくり協議会の組織図の中にどのような形で位置付けられているかはまだ決まっていないというお話でした。そうであれば、現在コロナワクチンの接種会場等で公民館を優先的に使用していますから、公民館を市長部局へ移管しなくても、公民館を使わせてくださいということで済むと思います。組織的な改編をする必要があるのか、説明をお願いします。

#### **泉水市民協働推進課長**

公民館をまちづくり協議会の拠点にするということは、公民館を活用する一つの例としてあげています。最終的には公民館の中に事務局を置くということも推定されますが、もっと広く公民館を活用していくということも含めて考えています。

#### **田中委員**

公民館を有効的に活用したいという考えは、教育委員会としても同じですか。

#### **大田市民会館館長**

大前提として、市として公民館を市長部局に移して、片方で社会教育に関してはこれまでどおり行い、もう片方で市民協働によるまちづくり施策を車の両輪のように推進していくことで、より一層の地域づくり、まちづくりを推進することができると考えて事務を進めています。確かに懸念される部分はあると思います。しかし、社会教育は教育委員会ではなければならない事務ですので、きちんと担保できるしくみとして、公民館運営審議会でのチェック機能や意見を伺うという機能を残しつつ、袖ヶ浦市として市民会館公民館の市長部局移管を進めていこうという判断の中で事務を進めています。教育委員会、公民館運営審議会及び社会教育委員会議での意見をお聞きしていくことはもちろんのこと、地域によるまちづくりが、袖ヶ浦市のまちづくりにつながっていくよう市長部局と話し合い、課題解決をして、よりよい方向に持っていくことができるよう考えておりますのでご理解いただきたい。

### 石井委員

公民館を一挙に移管するのではなく、長浦のまちづくり協議会をモデル地区として、市民協働推進課のお手並みを拝見したいと思います。以前、袖ヶ浦駅北側では認定こども園を駅前に設けたお陰で人口も小さなお子さんも増えましたが、地元の幼稚園や保育所の方は困っているという声を聞きました。今回の公民館の移管に関しても、イベントなどの有料化の方向に持っていきたいがために丸投げをされてしまうのではないかと気がかりです。長浦地区でのまちづくりがこのようにうまくできたという実績を見てから、他もやっていくということでもよいのではないかと考えます。

### 泉水市民協働推進課長

長浦地区をモデル地区としてひとつの例とするというご意見は、組織の運営上難しいと考えます。また、移管するにあたっては、公民館に携わっている職員が市長部局に移ることになりますので、社会教育に関することや公民館運営のノウハウは引き継がれます。その点についてはご安心ください。

### 石井委員

袖ヶ浦駅前整備に関わっていた際に、どのようにまちが変わっていくのかとても楽しみにしていました。しかし結果は、言っていた時と違うと感じました。全部が市役所のせいではありませんが、新しいことを始めるには勢いだけでなく、もっと慎重になるべきだと考えます。

### 齋藤委員長

これからも慎重にやっていただくよう、よろしく願いいたします。

### 篠原委員

まちづくり協議会の話は以前からもありました。私が区長の時に、区の中で事業をやると80万円もらえて、5万円で組織運営ができるという話をしましたが、現状は皆忙しくて、区の役員もやれない、自治会に入らない人も増えています。区の役員をやってさらに、まちづくり協議会もやらなければならないとなりますと、現在活動している区の動きが滞ってしまうのではないかと懸念されます。

また、驚いたことに、移管により期待される効果として、避難所開設の際に迅速な対応が可能となるとあります。現に公民館の皆さんは当然のこと、避難所の開設を行っていますので、避難所開設が移管した効果であるということは、おかしいのではないのでしょうか。市民協働推進課長の説明の中で、公民館の活用が充分でないから市長部局へ移管したら充分になるという言われ方をされていまし

たが、何か考え方を変えなければならないと思います。もっと違う明確な理由があるはずで、それが見えていないから先が見えません。もう一歩先に進んで、ビジョンの先に良いものを描いて欲しいです。市民にとってもよりよいものに、職員にとっても働き甲斐があって、最終的には袖ヶ浦市は市長部局に移管して良かったと言われたいです。移管は進めないといけないことですから、残すことは明文化しておかないと揺らいでしまうので、是非よろしくお願いします。島田生涯学習課長や市民協働推進課から公民館の活用が充分ではないという話がありましたので、公民館職員の皆さん、頑張りましょう。

### 齋藤委員長

公民館に我々が従事してきている中で、このような話が出てきて職員の皆さんも大変苦勞されていると思います。生涯学習や社会教育の施設は他の施設とは違うということを再認識して、公民館というものを再度考えていただきたいと思います。住民とのふれあいやコミュニケーションをとれるのは、市役所の中でもやはり公民館が一番であると思います。そして、教育委員会では職員の教育をそのようにやっています。今後、公民館が市長部局へ移管しても、現在の公民館の職員のような職員の育成をしっかりとやっていただき、コミュニケーションをとりながら、良かったと思われるような施設にしていきたい。まだ決定した事項ではありませんが、様々な方の意見を聞いてこれからも進めていくようお願いします。

参考資料として配付している利用者懇談会及び社会教育推進員会議の議事録に関しても、委員より意見を聞きたいところでもあります。今後、勉強会を開くなどしていきたいので、それに対しては市民協働推進課よりご意見をいただきたくよろしくお願いいたします。

### 市民協働推進課 泉水課長、高品副課長、木村主査が退席

### 齋藤委員長

(4) その他について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局

(資料49ページから51ページに基づき、三沢市民会館副主幹が説明。)

令和5年度青少年健全育成市民会議の理事について、令和4年度から理事を務めていただいている田中委員に継続の意思を確認しまして報告しました。

令和5年度青少年健全育成推進大会実行委員の推薦について、委員長と相談のうえ、ご本人の意思も確認し、土師委員を推薦したことを報告します。

**齋藤委員長**

ただいまの説明について、委員の皆様のご質問等があればお受けします。

(質疑等なし)

**齋藤委員長**

ご意見がないようですので、田中委員並びに土師委員、よろしくお願ひいたします。

**田中委員**

承知しました。

**土師委員**

承知しました。

**齋藤委員長**

議題(4)「その他」についてはこれで、終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。長時間、慎重審議ありがとうございました。

午後5時20分 閉会

# 令和5年度第1回袖ヶ浦市公民館運営審議会

日時：令和5年5月19日（金）

15時から17時まで

場所：根形公民館2階視聴覚室

## 次 第

（委嘱状交付）

1 開会のことば

2 委員長あいさつ

3 教育部長あいさつ

4 審議会委員・職員紹介

5 報告

（1）令和4年度市民会館・公民館事業の実施結果について

6 議題

（1）令和5年度市民会館・公民館の事業計画について

（2）令和5年度袖ヶ浦市公民館運営審議会の年間計画について

（3）地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

（4）その他

7 閉会のことば

## 第25期袖ヶ浦市公民館運営審議会委員名簿(令和5年度)

No.		氏名	選出区分	備考
1	委員	庄司 光利	学校教育 小中学校長会代表	1期目
2	委員	土師 宏美	社会教育 文化協会代表	1期目
3	委員	田中 輝博	社会教育 子ども会育成会連絡協 議会代表	4期目
4	委員	早川 敦	社会教育 音楽協会代表	4期目
5	委員	福原 孝彦	社会教育 スポーツ協会代表	1期目
6	委員	齋藤 隆彦	家庭教育	4期目
7	委員	大熊 弘子	家庭教育	1期目
8	委員	片寄 礼子	学識経験者	4期目
9	委員	篠原 和行	学識経験者	2期目
10	委員	前田 元子	学識経験者	2期目
11	委員	石井 喜三江	学識経験者	2期目
12	委員	鈴木 美恵子	学識経験者	1期目

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで  
(庄司委員は前任の退職に伴い、令和5年4月26日から令和6年6月30日まで)

報告(1)令和4年度市民会館・公民館事業の実施結果について

【市民会館】

No.	教育ビジョンの体系	事業名		対象	実施期日	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)
1	目標2(1)① 市民への学習機会の提供と情報の発信	ホームページ等による情報の発信		市民等	随時	37回	-	-
2	目標2(2)① 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育推進事業	乳幼児家庭教育学級(うたたねハッピーくらぶ)(平川公民館と合同)	0歳から就学前の幼児を持つ保護者	6月～1月	9回 (2回中止)	保護者98人、 幼児100人	市民会館28 平川公民館5
3			小学校家庭教育学級	昭和地区の小学生の保護者	7月～1月	3回	20人	0
4			中学校家庭教育学級	昭和中学校生徒の保護者	7月～12月	5回	42人	10
5	目標2(2)③ 地域の教育力向上	青少年教育推進事業	子どもチャレンジ教室	昭和地区の小学4年～6年生	6月～2月	8回	108人	17
6		青少年相談員支部活動		昭和地区青少年相談員	通年		14人	-
7		地区住民会議(坂戸の森みどりの会)活動		昭和地区各種団体	通年		22団体等	-
8		世代間交流事業		昭和地区の高齢者と親子	11月23日	1回	127人	-
9	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業	女性セミナー	昭和地区成人女性	5月～12月	7回	100人	17
10			男性セミナー	市内在住・在勤の男性	10月～12月	3回	24人	10
11			舞台コーディネーター養成講座	大ホール利用者。高校生以上	1月～2月	4回	19人	60
12			単発講座	昭和地区の成人	10月23日	1回	51人	5
13		高齢者いきがい促進事業	昭和ふれあい教室(高齢者教室)	昭和地区の60歳以上の方	5月～1月	8回	293人	10
14		地域人材育成講座		昭和地区の成人	10月～1月	4回	32人	4

No.	教育ビジョンの体系	事業名	対象	実施期日	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)	
15	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	各種行事 推進事業	第35回市民会館まつり	市民	10月29日 10月30日	2日間	3,550人	132
16	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援		ロビー展示	各種団体等	5月～3月	8回	144点	-
17			第40回市民音楽フェスティバル(音楽協会との共催)	市民	11月27日	1回	289人	235
18			第35回芸能文化まつり(文化協会との共催)	市民	1月29日	1回	349人	73
19			子ども会育成会支部活動	単位子ども会	通年		7団体	-
20			利用者懇談会	定期利用団体	3月10日	2回	35人	-
21	目標2(3)③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進	社会教育推進員活動	社会教育推進員	通年		10人	1	
22	二十歳を祝う会		H14.4.2～ H15.4.1に 生まれた昭和地区の 新成人	1月8日	1回	135人	1,028	
23	公民館運営審議会		委員	5月～2月	5回	48人	351	



## ○ 市民会館事業の総括

令和4年度の市民会館事業については、令和3年度のような緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などの発令はなかったものの、新型コロナウイルス感染症が完全に終息をしていない状況を踏まえ、当該感染症拡大防止のためのガイドラインに基づいた対策を行いつつ、参加者の健康と安全を最優先に考え慎重に実施しました。一部でやむを得ず中止とした学級もありましたが、体験型をはじめ、講義形式の講座・学級においても、コロナ感染者や大きな混乱をきたすことなく実施できました。

また、サークル団体等の日頃の活動成果を発表する市民会館まつりや市民音楽フェスティバル、芸能文化まつりなどの各種イベントを開催できたことで、会員のモチベーションアップや新規会員の獲得につながりました。

一方で課題として、一部の講座・学級において参加人数が少ないことや、各種イベントが3年ぶりの開催であった事もあり、連絡・調整不足が散見されたため、この課題を次年度への反省点とし改善をするための振り返りを確実に行います。

### 1 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

#### ① 市民への学習機会の提供と情報の発信

学習を希望される方が機会を逃すことのないよう、主催事業・講座などの募集や開催状況を広報そでがうらやホームページ、SNS（Twitter、LINE）等で発信しました。今後も継続して学習の場を提供するとともに、様々な情報発信に努めていきます。

#### ② 公民館事業への市民の意見の反映

年間5回公民館運営審議会を開催し、市民会館・公民館における各種事業の企画実施や公民館運営の諸課題を審議するとともに、市民会館・公民館の市長部局への移管について、意見聴取等を行いました。今後も継続して協議を行いながら、その内容を反映できるよう努めていきます。

また、事業・講座で実施したアンケート結果を踏まえ、社会教育推進員と良かった点や改善点を振り返り、今後の事業・講座運営等に活かしていきます。

#### ③ 多様な主体との連携・協働の推進

様々な住民の学習ニーズに応えるため、生涯学習ボランティアである社会教育推進員参画のもと各事業を開催しました。

高齢者教室（昭和ふれあい教室）では、地域のシニアクラブの代表と社会教育推進員で構成する運営委員会において事業の企画、運営を行いました。

家庭教育学級では小・中学校協力のもとPTAとの共催により、庁内関係課や地域団体を講師とし開催しました。単発講座では市総合防災訓練に合わせて、災害対策コーディネーターを講師に迎えるなど、様々な主体との連携・協働を図りながら効果的な事業の実践に努めることができました。

#### ④ 公民館事業の点検と評価

「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン」に基づき実施した公民館事業について、取組状況（取組内容、結果・成果等、課題・今後の方向性）や主な施策指標の目標値に対する実績値を踏まえ点検・評価し、今後の施策展開に反映していきます。

### 2 家庭と地域の教育力の向上

#### ① 家庭の教育力向上のための支援

同じ世代の子どもを持つ保護者を対象に、子育てのヒントとなる学習機会の提供と保護者同士のつながりを深めるため、家庭教育学級を実施しました。

乳幼児家庭教育学級は、平川公民館と共催し、親子を対象とした体験型講座や、保護者向けの座学を実施しました。また、土日に開催した親子向け講座については、父親の参加も多く見られ、家族ぐるみで交流を図ることができました。保護者向け講座では、保育ボランティアを活用し、学習支援を行うことができました。

小・中学校家庭教育学級は、主に子どもとの関わり方をテーマにした5館合同講演会や校長先生の講話などを中心に、タブレット体験学習、防災講座などを実施しました。次年度はもう少し保護者同士で交流を図れる内容を検討します。

#### ② 地域の教育力の向上

子どもを取り巻く社会環境が変化していく中、心豊かな子どもを育成するため、地域の方々の協力のもと青少年健全育成活動を実施しました。

子どもチャレンジ教室は、体験型教室を中心に開催し、学年や小学校区の枠を超えた交流ができました。

青少年相談員支部活動は、昭和支部初の試みとしてDJ講座を開催し、非日常的な体験と将来の夢や新たな選択肢を持つきっかけを提供することができました。3年ぶりに開催された市民会館まつりでは、かき氷や綿あめの模擬店を出店し盛り上げる事ができました。

昭和地区住民会議「坂戸の森みどりの会」は、地域で子どもを守る取組として、子ども安全パトロールや夏季愛のパトロールを実施するとともに、グラウンドゴルフ体験会やモルックなどのレクリエーション行事や、そして世代間交流事業で昭和地区の協力者と小・中学生及びその保護者の参加のもと、クリスマスリースづくりなどしながら、幅広く交流をすることができました。

### 3 つながり、支えあう社会教育の充実

#### ① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

市民の学習ニーズや地域課題及び生活上の課題を的確に把握し、女性セミナー、男性セミナー、昭和ふれあい教室（高齢者学級）、単発（防災）講座において、様々な体験型・講義型の講座を実施しました。

地域人材育成講座では「地域理解」をテーマとし、昭和地区の歴史を学び、更にウォーキングをしながら当該地区の魅力を理解した上でマップの作成に取り組みました。今後は当該テーマで継続しながら、芽生えつつある受講者による自主的な学習活動も支援していきます。

市民会館まつりが3年ぶりに開催され、主に市民会館で活動するサークル団体等に加え、昭和地区の保育園や保育所、認定こども園、小・中学校・高等学校などから出展、発表をしていただくとともに、多くの方々にご来場いただき、地域住民の交流機会を持つことができました。

## ② 社会教育関係団体の活動への支援

社会教育関係団体や公民館等で活動するサークル団体等が、自主的な活動を継続できるように、アドバイスや団体活動の活性化に向けた会員募集支援などを行いました。

文化・芸術活動を活性化できるよう、希望する団体にロビー展示の機会を提供しました。音楽協会との共催による「市民音楽フェスティバル」と文化協会との共催による「芸能文化まつり」が3年ぶりに開催され、関係団体の発表の場と交流の場を持つことができ、多くの方々にご来場いただきました。

## ③ 社会教育施設的环境整備

市民会館防火シャッター危害防止装置設置工事を実施し、利用者の安全性向上を図るとともに、定期的な施設点検により各施設の状況を把握し、必要箇所の修繕を行うなど、適正な維持管理に努めました。

【平川公民館】

No.	教育ビジョンの体系	事業名		対象	実施期日	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)
1	目標2(1)① 市民への学習機会の提供と情報の発信	ホームページ等による情報の発信		市民等	随時	134回	-	-
2	目標2(2)① 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育総合推進事業	乳幼児家庭教育学級(うたたねハッピーくらぶ)(市民会館と合同)	0歳から就学前の幼児を持つ保護者	6月～1月	9回 (2回中止)	保護者98人 幼児100人	市民会館28 平川公民館5
3			小学校家庭教育学級	中川小学校児童の保護者	6月～12月	4回 (1回中止)	保護者46人 児童21人	7
4			中学校家庭教育学級	平川中学校生徒の保護者	6月～12月	3回 (2回中止)	保護者17人 生徒219人	6
5	目標2(2)③ 地域の教育力向上	青少年教育推進事業	子どもクラブ	中川小学校児童	5月～2月	5回 (2回中止)	71人	9
6			書き初め教室	中川小学校3～6年生	12月	1回	17人	6
7		青少年相談員支部活動		中富地区青少年相談員	通年		9人	-
8		地区住民会議(中富ふれあいの会)活動		中富地区各種団体	通年		16団体	-
9	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業	初心者・シニア向けスマートフォン教室	市民	5月～10月	3回	64人	8
10			園芸講座	市内在住・在勤の成人	5月～3月	8回	79人	37
11			単発講座	市民	8月～1月	2回 (1回中止)	41人	17
12		高齢者いきがい促進事業	平川生活いきいき講座(高齢者講座)	主に中富地区の60歳以上の方	6月～2月	5回 (1回中止)	104人	13
13			おでかけ高齢者講座	中富地区の60歳以上の方	10月～12月	2回	28人	10
14		災害「避難」を学ぶ講座(地域人材育成講座)		主に中富地区の市民	5月～2月	5回	113人	45
15		各種行事推進事業	第34回平川公民館まつり	市民	11月12日 11月13日	2日間	1340人	126

No.	教育ビジョンの体系	事業名		対象	実施期日	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)
16	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	各種行事 推進事業	ロビー展示	各種団体	4月～3月	17回	178点	-
17	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	子ども会育成会支部活動		単位子ども会	通年		3団体	-
18	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	利用者懇談会		登録サークル・定期利用団体	3月	1回	18人	-
19	目標2(3)③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進	社会教育推進員活動		社会教育推進員	通年		8人	-
20	二十歳を祝う会			H14.4.2～ H15.4.1に 生まれた中 富・平岡地 区の新二十 歳	1月8日	1回	85人	-

## ○ 平川公民館事業の総括

今年度は、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置期間こそなかったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった講座もありましたが、施設の貸し出しについては、利用時間や人数等は、ほぼ制限のない状態で行うことができました。その一方で、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場となった期間がありました。

また、今年度の主催事業は、公民館まつりや移動教室を感染対策に配慮しながら実施できたことが大きな成果でした。特に公民館まつりは、地域の多くの方に協力いただき、喜んでもらうことができたことで、地域の交流を図る大きな役割を果たしました。

課題としては、参加者が集まらない講座があるため、内容や募集について、社会教育推進員や講座生等地域の方の意見を参考にしながら実施していく必要があります。

### 1 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

#### ①市民への学習機会の提供と情報の発信

公民館講座として、地域住民の幅広い学習ニーズに応え、生涯学習、社会教育の振興を図るため、講座生へのアンケートをはじめとした意見聴取を行いつつ、社会教育推進員の参画により学級・講座の企画・運営を行い、成人教育推進事業や高齢者いきがい促進事業等の各講座を実施しました。

成人教育推進事業は、初心者・シニア向けスマートフォン教室、園芸講座、単発講座を行い、学習活動と講座生の交流を図ることができました。

初心者・シニア向けスマートフォン教室は、昨年度初めて単発講座で行いましたが、ニーズが大変多かったため、今年度は各回教室生を募集し3回行うことができました。

単発講座は、登録サークルと連携し行ったことで、サークル会員の獲得につながったほか、同じく登録サークル講師の協力を得て「大人の美文字講座」を実施したところ、非常に人気を博し、多くの住民の公民館利用のきっかけとなりました。

高齢者いきがい促進事業は、講座生が少なく高齢化していた女性セミナー（成人教育推進事業）の実施を見直す中で、社会教育推進員等の意見により「うぐいす学級」の名称を「平川生活いきいき講座」に改めて開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響で中止になってしまった計画もありましたが、移動教室やレクリエーション等、コロナ禍で実施できていなかった内容を行うことができました。

また、中富地区社会福祉協議会と共催で、地域の自治会館等で出張講座を行う「おでかけ高齢者講座」も実施することができました。

そのほか、公民館への理解を深めるため、ホームページやフェイスブックの更新を随時行い、情報発信に努めるとともに、公民館だよりを発行し、地域に公民館事業等の紹介を行いました。

### 2 家庭と地域の教育力の向上

#### ①家庭の教育力向上のための支援

子どもの発達段階に応じ、市民会館と合同で乳幼児家庭教育学級を、中川小学校児童の保護者を対象に小学校家庭教育学級を、また、平川中学校生徒の保護者を対象に

中学校家庭教育学級を実施しました。小中学校のPTAとは引き続き共同で企画を行ったほか、協議によりお互いの分担を確認し合いながら実施しました。

乳幼児家庭教育学級は、市民会館と共催し、親子を対象とした体験型講座や、保護者向けの座学を行いました。土日に開催した親子向け講座については、父親の参加も多く見られ、家族ぐるみでの交流を図ることができました。保護者向け講座では、保育ボランティアを活用し、学習支援を行うことができました。

小中学校家庭教育学級においては、参加者の減少が課題となり、保護者に運営についてのアンケートを実施しました。その結果を生かしながら、小中学校や他館との合同開催等、多様な開催方法を検討していく必要があります。

## ②地域の教育力の向上

子どもクラブは、昨年度と同様に中川小学校の全学年を対象に実施しました。凧作りや凧揚げ、さつまいもの苗植えや収穫体験等、体験活動を中心に企画し、参加した児童同士で交流を深める姿がみられました。今年度は、他の事業と同様に、コロナ禍で見合わせていた移動教室を実施することもでき、充実した内容となりました。

また、青少年の健やかな成長と安全を守るための取り組みを行っている中富地区住民会議「中富ふれあいの会」の構成団体として事務局を務め、活動を支援しました。新型コロナウイルス感染症の影響によりデイキャンプは中止となりましたが、代替事業としてポッチャ大会を開催しました。さらに、昨年度と同じく小中学校の環境整備支援のため、中川小学校と平川中学校に花の苗を寄附しました。

青少年相談員中富支部活動への支援についても、新春チャンピオン大会は天候により中止となりましたが、公民館まつりへの協力を仰ぐことができました。

## 3 つながり、支えあう社会教育の充実

### ①誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

地域人材育成講座は、講座名を「災害『避難』を学ぶ講座」とし、避難せざるを得なくなった場合のことを考え、併せて地域の連帯感の醸成を図るため、講演会や実習等の講座を行いました。さらに、今年度は、市民会館・各公民館を会場に市で行った総合防災訓練にも参加をしました。今後についても、同じテーマで、より実践的な内容になるような講座を検討していく必要があります。

また、今年度は3年ぶりに公民館まつりを実施したところ、多くの住民の協力と来場を得ることができ、終了時間まで地域をあげたにぎやかなまつりとなり、地域の交流を促進することができました。

ロビーワークは、昨年度よりさらに多くの地域の方の協力を得ることができ、季節ごとのロビーイベントや展示の充実を図ることができました。それらの取り組みにより、一層公民館と地域が活性化するものとなりました。

### ②社会教育関係団体への活動への支援

サークル活動のあり方について理解を図るほか、利用者の意見、各団体が抱える課題について意見交換をするため、定期利用団体との利用者懇談会を開催しました。ま

た、広報そでがうらやホームページ等での周知活動、講座の共催、生涯学習推進大会での発表を通し、活動のPRや会員獲得の支援を行いました。

また、ロビー展を開催して、袖ヶ浦市文化協会加盟団体や登録サークルなどの社会教育関係団体の活動成果の発表機会を提供するとともに、市民に芸術に親しむ機会の提供を行いました。

### ③学び支える地域人材の育成と活動の促進

主催事業の企画、運営や公民館まつりの開催において、社会教育推進員の参画を図り意見を反映させながら、職員と共に講座等を実施しました。

### ④社会教育施設の環境整備

施設の貸し出しに関して、ちば施設予約システムを活用し、利用者の利便性の向上と、平等な利用の促進を図りました。

また、定期的に施設の安全点検を行い、随時修繕や利用者の安全確保のための措置を行い、施設の整備に努めました。



【長浦公民館】

No.	教育ビジョンの体系	事業名		対象	実施期日	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)	
1	目標2(1)① 市民への学習機会の提供と情報の発信	ホームページ等による情報の発信		市民等	随時	88回	-	-	
2	目標2(2)① 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育推進 総合事業	子育てパパ応援講座	2歳から就学前の幼児を持つ保護者(父親)	7月～12月	4回	保護者39人、 幼児48人	9	
3			小学校家庭教育学級	長浦・蔵波地区の小学生を持つ保護者	7月～1月	5回	93人	10	
4			中学校家庭教育学級	長浦・蔵波地区の中学生を持つ保護者	7月～1月	5回	26人	0	
5	目標2(2)③ 地域の教育力向上	青少年教育推進事業	わんぱく教室	長浦・蔵波地区の小学校4～6年生	7月～1月	6回	97人	12	
6			長浦ジュニアお琴教室	長浦小・蔵波小・昭和小・奈良輪小の4～6年生	5月～2月	13回	98人	-	
7			青少年相談員支部活動		長浦支部青少年相談員	通年		22人	-
8			長浦地区住民会議(ながうら青空の会)活動		長浦地区各種団体	通年		25団体	-
9	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業	女性セミナー	長浦地区成人女性	5月～1月	7回	151人	29	
10			男の畑づくり講座	市内成人男性	5月～12月	6回	31人	31	
11			ながうら遊学塾	市内成人(長浦地区優先)	7月～1月	6回	153人	26	
12			お正月飾りづくり講習会	市内成人	12月23日	1回	19人	11	
13		高齢者いきがい促進事業	長浦さわやかスクール(高齢者教室)	長浦地区の60歳以上の方	7月～2月	5回	203人	32	
14		地域人材育成講座		高校生から25歳までの若者	7月～11月	5回	13人	1	

No.	教育ビジョンの体系	事業名		対象	実施期日	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)
15	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	各種行事 推進事業	長浦公民館まつり	市民	11月12日 11月13日	2日間	2,775人	197
16	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援		ロビー展示	各種団体、 サークル	通年	10回	153点	-
17			子ども会育成会支部活動	単位子ども 会4団体	通年		4団体	-
18			利用者懇談会	各種団体、 サークル	3月	1回	47人	-
19	目標2(3)③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進	社会教育推進員活動		社会教育推進員	通年		10人	-
20	二十歳を祝う会(長浦地区)			H14.4.2 ~ H15.4.1 に 生まれた長 浦地区の二 十歳	1月8日		83人	-
	二十歳を祝う会(蔵波地区)			H14.4.2 ~ H15.4.2 に 生まれた蔵 波地区の二 十歳	1月8日		123人	-

## ○ 長浦公民館事業の総括

長浦公民館は、第3期教育ビジョンの基本目標である「未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり」の実現に向け、社会教育推進員や社会教育関係団体等との連携により、各種事業を実施しました。

### 1 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

#### ① 市民への学習機会の提供と情報の発信

市民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるために関係機関・団体の学習情報を収集・共有するとともに、主催講座の開催状況などを随時ホームページで発信しました。特にツイッターを活用し、講座の実施状況を即時に発信しました。

### 2 家庭と地域の教育力の向上

#### ① 家庭の教育力向上のための支援

子どもの発達段階に応じて、「子育てパパ応援講座」「小中学校家庭教育学級」を開設しました。

子育てパパ応援講座は、対象者を小学校就学前の子を持つ父親として実施しました。

講座では父親と子どもがプラズマカーや巨大シャボン玉、ピカピカ泥団子づくりなどの体験や、同世代の子を持つ親との交流をすることができました。

小・中学校家庭教育学級は、SNSトラブルや性についての講座など、家庭の教育力向上の支援を目的とし、4校合同で実施しました。

#### ② 地域の教育力の向上

青少年教育推進事業として「わんぱく教室」「長浦ジュニアお琴教室」を開設しました。

わんぱく教室では、地区住民会議「ながうら青空の会」と共催で、コマ図を基に地域の魅力を歩いて発見する「親子ウォーキング」や公民館に宿泊して野外炊飯などを行う「公民館に泊まろう」などを実施し、他学校、他学年の子ども達の交流を深め、様々な体験を提供できました。

長浦ジュニアお琴教室では、小学校4～6年生を対象に、月1回をペースに練習しました。今年度は、コロナ禍の影響を乗り越えて待望の発表会を開催することができ、練習の成果を多くの方に届けることができました。

### 3 つながり、支えあう社会教育の充実

#### ① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

成人教育推進事業として「女性セミナー」「男の畑づくり講座」「ながうら遊学塾」「お正月飾りづくり講習会」を、高齢者いきがい促進事業として「長浦さわやかスクール」を、地域人材育成講座として「地域デビュー講座」を、各種行事推進事業として「長浦公民館まつり」を開催しました。

女性セミナーでは、骨ナビ体操やボッチャなどの軽スポーツで講座生の交流を図るほか、ごみの減量化といったSDGsに繋がる学習やエコクラフトなどに取り組みました。ごみ

の減量化についての講座では、すぐに実践できるようなごみを減らす方法を熱心に聴講する姿が見られました。

男の畑づくり講座は、旧男性セミナーの名称を変更し、畑での野菜栽培に特化した内容としました。土づくりから植付け、畑の管理のほか、収穫した野菜での調理実習やさつま芋を干し芋に加工するなど、参加者同士の交流と新たな生きがいの創出を図りました。少人数の参加ではありましたが、その分、参加者同士が深く結びつき、あらたな公民館事業協力者の発掘に繋がりました。

ながうら遊学塾では、太極拳の体験や、パントマイム、松ぼっくりを使ったクリスマスツリーづくりなど「楽しみながら学ぶ」をテーマに各講座に取り組みました。

お正月飾りづくり講習会は例年開催していますが、今年も21名の応募があり、参加者は2種類のしめ縄飾りを作り、自宅でもう一度作れるように藁を持ち帰るほど好評でした。

長浦さわやかスクールでは、軽運動や映画鑑賞の機会を提供しました。グラウンドゴルフ大会等ではいきいきとした笑顔、歌声広場では昭和の懐かしい楽曲を楽しそうに合唱する姿が見られ、心豊かで生きがいのある高齢期を過ごすという講座の目的を達成できました。

地域デビュー講座では高校生から25才くらいの若者を対象に、地域活動を知り、自らが運営に携わることで地域とのつながりを持ちたいと考えている方に地域デビューのきっかけづくりをすることができました。今年度は袖ヶ浦高校や姉崎高校の生徒に積極的に参加をいただくことができました。

長浦公民館まつりは3年ぶりに開催できました。長浦公民館登録サークルや、長浦地区の小中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所が絵画や工芸作品などを展示するとともに、サークルによる舞台発表を行いました。また、普段から公民館で活動している登録サークルの活動を映像に記録し、ロビーで上映しました。これには、多くの方が足を止め、熱心に見入っており、サークル活動の良いPRの場となりました。

## ② 社会教育関係団体の活動への支援

公民館の利用及びサークル活動のあり方について理解を図るとともに、情報交換をとおして定期利用団体の活動の充実を図ることを目的に、利用者懇談会を開催しました。

また、年間を通してロビー展を開催し、各種団体やサークルの学習成果を発表する場とし、併せて市民が芸術作品に親しむ機会を提供しました。

## ③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進

社会教育推進員と職員が協力し、お互いの意見を反映させながら公民館事業の企画運営を行い、事業を実施しました。各委員とも積極的に参加し、経験の浅い職員に助言を与えるなど、それぞれの知識と経験を活かしあつた事業展開を実現しました。

## ④ 社会教育施設の環境整備

定期的な施設点検により各施設の状況を把握し、必要箇所の修繕を行うなど、適正な維持管理に努めました。

【根形公民館】

No.	教育ビジョンの体系	事業名	対象	実施時期	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)	
1	目標2(1)① 市民への学習機会の提供と情報の発信	生涯学習情報の収集とホームページ等様々なメディアを活用した情報の発信	市民等	随時	28回	-	-	
2	目標2(2)① 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育総合推進事業	小学校家庭教育学級	根形地区の小学生の保護者(各回募集)	6月～12月	5回	39人	0
3			中学校家庭教育学級	根形中学校生徒の保護者(各回募集)	6月～12月	5回	18人	0
4			ワーキングママ支援講座	これから働くことを考えている、または働いている母親	8月・9月	4回	29人	64
5			青少年教育推進事業	花まる絵画教室	市内小学1年～3年生16人	6月～12月	6回	86人
6	子ども絵画教室	市内小学4年～6年生16人		5月～12月	9回	139人	61	
7	ねがたオープンキャンパス(ねこまる)	N.O.C(根形地区の青少年)及び登録サークル会員等、根形小児童(各回募集)		8月1日 8月2日 8月20日 8月21日 12月24日	5日間	94人	9	
8	目標2(2)③ 地域の教育力向上	地区住民会議(根っ子の会)活動	根形地区の各種団体等20団体	通年	-	20人	-	
9		青少年相談員支部活動	青少年相談員根形支部8人	通年	-	8人	-	
10		子ども会育成会支部活動	単位子ども会6団体	通年	-	6団体	-	

No.	教育ビジョンの体系	事業名		対象	実施時期	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)
11	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業	成人絵画教室	市内在住・在勤成人15人	5月～2月	10回	126人	67
12			地域再発見講座	市内在住・在勤成人20人	5月～12月	7回	86人	20
13		高齢者いきがい促進事業	根形ニコニコ教室(高齢者教室)	根形地区の60歳以上の男女70人	5月～2月	10回	291人	57
14		各種行事推進事業	根形公民館まつり	市民	10月29日 10月30日	2回	1,929人	233
15			ねがたファミリーコンサート	根形ニコニコ教室生、根形地区親子	8月6日	1回	57人	45
16		地域人材育成講座		①根形小児童 ②根形中生徒 ③根形地区住民	①9月2日 ②10月11日 ③10月23日	3回	404人	54
17	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	各種行事推進事業	ロビー展示	各種団体他	通年	10回	103点 10団体	-
18			根形公民館サークル作品展	根形公民館で活動する芸術・工芸関係サークル等	3月11日～ 3月19日	9日間	590人	16
19			書初め教室	根形公民館で活動する書道サークル等	12月27日	1回	28人	5
20		利用者懇談会		定期利用団体	3月17日	1回	25人	-
21	目標2(3)③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進	社会教育推進員活動		社会教育推進員	通年	会議4回 研修会1回	10人	4
22	二十歳を祝う会			H14.4.2～ H15.4.1に生まれた根形地区の新成人	1月8日		45人	-

## ○ 根形公民館事業の総括

令和4年度市民会館・公民館経営方針に基づき、地域住民の様々な学習要望に応えるべく、生涯学習の拠点として、地域の持つ課題や社会の変化に応じた課題を十分に把握し、地域住民、学校等の関係機関、社会教育関係団体をはじめとする各種団体及び、社会教育推進員との連携により、学習活動を展開しました。

また、新型コロナウイルスの感染症対策を講じながら事業を進め、年度当初に計画した講座等を中止することなく全て実施し、学びの機会を設けるとともに地域の社会教育活動を推進しました。

### 1 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

#### ① 市民への学習機会の提供と情報の発信

子どもから大人までが学ぶことのできる各種講座や行事等の場を提供し、学習意欲や地域課題に応じた学習内容に努め、より多くの市民の参加を促すべく、広報紙や市ホームページ及びSNSを活用して周知を図りました。

また、主催事業の実施状況をホームページで紹介するなど掲載内容を充実させ、館報の発行と併せて、公民館活動の情報を発信することにより、地域への理解と公民館の活用を促しました。

### 2 家庭と地域の教育力の向上

#### ① 家庭の教育力向上のための支援

子育てに関する学習をとおして、同じ世代の子どもを持つ保護者の交友関係を広げることを目的に、子どもの発達段階に応じた家庭教育学級を開設し、家庭の教育力向上に努めました。

小中学校家庭教育学級は、根形小学校及び根形中学校のPTAとの連携を意識し、小中学校合同で実施しました。コロナ禍で中止していた移動教室も3年ぶりに実施し、学級生同士の交流も深まり、参加者は前年度を上回る結果となりました。

ワーキングママ支援講座は、これから働きたい、または、現在働いている母親に対して、仕事と家庭・育児を両立していくうえで、働くことへの不安や疑問の解決策などを考える機会を提供し、多様な観点から子育ての手助けを行いました。

#### ② 地域の教育力の向上

将来の地域を担う仲間となる青少年が集い、交流し、育みあう場所となる「ねがたオープンキャンパス（ねこまる）」を、地域の若者（N.O.C）と根形公民館及び地区住民会議「根っ子の会」の共催により事業支援を行いました。夏のねこまるでは、根形公民館の登録サークル等も加わり学習支援等を行い、冬には、ねこまるクリスマスパーティーとして、N.O.Cが主体となってワークショップやレクリエーションを企画し、その運営・活動を支援しました。各活動には高校生ボランティアも参加し、N.O.C、高校生や大人も交えた世代間交流や地域の協働が実現しました。

地域で子どもを守る体制づくりとして、地域で子どもの安全を守るため、子ども安全パトロールなどの取り組みを行う地区住民会議、体験活動や異年齢の交流を通して青少年健全育成に取り組む青少年相談員、子ども会育成会及び社会教育関係団体等の諸活動を支援しました。

### 3 つながり、支え合う社会教育の充実

#### ① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

地域の活動拠点として、関係行政機関や地域の各種団体、公民館登録サークル等と連携・協力を図るとともに、公民館運営審議会の意見を参考に、子どもから高齢者まで誰もが学ぶことのできる主催事業の企画・運営にあたりました。

地域人材育成講座では、「学びをとおした地域防災」をテーマとして、根形小学校及び根形中学校の協力を得て防災学習会を実施し、将来、地域を担う子ども達の防災意識や地域への関心の向上につなげました。また、市防災訓練と合わせて、防災訓練及び炊き出し実演等を行い、根形地区の住民にとって災害時の初動等の体験及び地域課題を学ぶ機会となりました。

根形公民館まつりは、感染拡大防止策を講じながら3年ぶりに通常開催として開催し、展示、発表会、講習会及び体験会等の交流の場を提供し、多くの方に来場いただきました。

#### ② 社会教育団体の活動への支援

公民館登録サークル等社会教育関係団体の活性化と自主的な運営を支えるため、広報紙等で活動の周知を行いました。

また、公民館のロビースペースを利用した展示を行うことで、各団体・サークル等の日頃の学習成果を発表する場を提供するとともに、来館者へ鑑賞する機会をつくりました。

#### ③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進

市民の幅広い学習ニーズに応える社会教育の拠点として、地域の中から選出された社会教育推進員の参画により、子どもから高齢者までの幅広い世代を対象に、公民館職員と共に地域の特性に応じた学級・講座を企画、実施しました。

#### ④ 社会教育施設の環境整備

公民館利用者が安心して施設を利用できるよう月1回の安全点検を実施し、施設の状況を把握するとともに修繕等の措置を行って安全な環境整備に努めました。また、不具合が生じていた多目的ホールの空調設備の更新を行い、利用者の利便性向上を図りました。



【平岡公民館】

No.	教育ビジョンの体系	事業名		対象	実施期日	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)
1	目標2(1)① 市民への学習機会の提供と情報の発信	ホームページ等による情報の発信		—	随時	41回	—	—
2	目標2(2)① 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育総合推進事業	お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座(幼児家庭教育学級) ※特別講座含む	2歳から就学前の幼児とその保護者15組	6月～12月	6回	保護者109人 幼児97人	25
3			小学校家庭教育学級	平岡小学校児童の保護者20人	7月～12月	5回	30人	41
4	目標2(2)③ 地域の教育力向上	青少年教育推進事業	ひらおか子ども教室	平岡小学校の児童20人 各回ごとに募集	6月～2月	6回	78人	17
5		青少年相談員支部活動		平岡支部 青少年相談員 11人	通年	—	11人	—
6		地区住民会議(名幸ヶ丘の会)活動		平岡地区 各種団体 18団体	通年	—	18団体	—
7		ひらおかハッピータイム(世代間交流事業)		平岡地区の高齢者と親子20人	11月19日	1回	33人	10
8	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業	わくわく女性倶楽部	成人女性30人	5月～1月	8回	170人	39
9			国際理解セミナー	市内在住・在勤一般成人30人	8月～12月	5回	72人	58
10			男性のための料理教室	成人男性15人	2月18日	1回	12人	0
11		高齢者いきがい促進事業	ひらおかシニアセミナー(高齢者教室)	60歳以上の方50人	5月～2月	8回	167人	30
12		地域人材育成講座		平岡地区の成人30人	7月～12月	3回	66人	51
13	各種行事推進事業		平岡公民館文化・スポーツまつり	市民	10月29日 10月30日	2日間	1,287人	159

No.	教育ビジョンの体系	事業名		対象	実施期日	回数等	延べ参加人数	決算額(千円)
14	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援		ロビー展示	各種団体 市内小中学校	5月～2月	9回	188点	—
15		子ども会育成会支部活動		単位子ども会13団体	通年	—	13団体	—
16	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	通学合宿		平岡小学校の児童	7月2日～ 7月4日(中止) ※代替事業として11月19日に勾玉づくり及びパンケーキづくりを実施	中止  ※代替事業 1回 33人		—
17		利用者懇談会		定期利用団体等	3月17日	1回	23人	—
18	目標2(3)③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進	社会教育推進員活動		社会教育推進員10人	通年	—	10人	4
19	二十歳を祝う会			H14.4.2～ H15.4.1に 生まれた平川地区の 新成人	1月8日	1回	85人	—

## ○ 平岡公民館事業の総括

令和4年度は、コロナ禍から日常生活が回復しつつも、新型コロナウイルス感染症の第7波やインフルエンザの流行が拡大した時期がありました。そのような状況下でしたが、「生涯学習を止めない」ことを目標に置きながら、「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン」に基づき、各事業に取り組んできました。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底と講座内容の熟考を重ね、年度当初に計画した講座等を中止することなく全て実施し、様々な世代に多様な学習の機会を提供してきました。

また、第15回平岡公民館文化・スポーツまつりを開催するなど、地域住民の交流の場づくりにも取り組んできました。

さらに、多目的ホールの吊り天井撤去工事を行い、施設の耐震化を図るとともに、利用者が安全に使えるよう環境整備を行いました。

### 1 一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

#### ①市民への学習機会の提供と情報の発信

講座等の開催にあたっては、感染防止対策を一層徹底しながら、各講座ともに前年度より活動の範囲を広げて実施しました。特に、活動を控えていた食に関する活動（調理実習等）やレクリエーション活動等による交流活動を行うなど、講座の内容を充実させるとともに、積極的に取り組んできました。

また、多様な学習の機会として、オンラインを活用した講座の開催や、企業等から講師を招いて開催するなど、様々な手法や視点等を取り入れた学習の機会を提供しました。

さらに、実施した講座の様子をホームページ、館報及び文化・スポーツまつりで紹介し、内容の周知と学習の成果を多くの人に広めることができました。

### 2 家庭と地域の教育力の向上

#### ①家庭の教育力向上のための支援

子どもの発達等に応じた課題をテーマとして、子育てのヒントとなる学習活動や保護者の交流を目的に、幼児家庭教育学級及び小学校地域家庭教育学級を開催しました。

幼児家庭教育学級では、創造力を育む「遊び」等を通して、親子で楽しく遊びながら、子どもの健やかな心と体の成長に繋がる活動支援を行いました。また、「0～2歳児と親の笑顔・支援力を豊かに推進するネットワーク強化事業」を活用した特別講座「にこにこげきじょう（人形劇）」を開催するなど、講座内容を充実させて取り組みました。

小学校家庭教育学級は、「折れない心を育むために」をテーマに、子どもを持つ親にとって関心の高い内容で開催し、参加者から高い評価を得ました。その他、家族がストレスを解消できるよう、家庭で簡単にできるリラクゼーション効果の高いアロマや花セラピー等の講座を開催するとともに、参加者同士の交流を図りました。

#### ②地域の教育力の向上

平岡小学校の児童を対象に、自然科学をはじめとした様々な分野における体験活動を行う「ひらおか子ども教室」を開催しました。令和4年度は、千葉市動物公園のZooアドバイザーによるオンライン講座や、住友化学株式会社千葉工場の協力による科学実験及び工作教室など、普段見聞きすることができないことをたくさん体験すること

ができ、非常に有意義な講座となりました。

また、世代間交流事業では、郷土博物館及びひらおか農村公園管理組合の協力により、平岡地区で出土された土器の見学や勾玉づくりに挑戦するなど、事業を通して平岡の歴史について学び、様々な世代の人たちとの交流をすることができました。

さらに、地域住民会議による子ども安全パトロールの実施及び青少年相談員事業への支援を行いました。

### 3 つながり、支え合う社会教育の充実

#### ①誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

令和3年度に引き続き、地域課題の解決にむけた地域人材育成講座「みんなでつくる地域の避難所講座」を開催しました。前年度の実施課題を踏まえ、より多くの方に参加していただけるよう、防災訓練と併せて開催するなど、改善を図りながら「自助」をテーマとした学習や体験活動を行いました。

また、講座の内容については、災害発生後に起こり得る事象について、身を守り、安全に行動ができるよう、時系列ごとに行動を整理し、それを学習テーマとして反映させて、災害時の行動に役立てることができるよう、ワークショップや体験活動等を行いました。

今後は、「共助」についてもテーマとして取り上げるとともに、災害時に地域の住民同士で協力できるよう顔の見える関係づくりについても取り組んでいきます。

#### ②社会教育関係団体の活動への支援

登録サークルの会員が増えるよう、広報誌や掲示板を通して周知を行うとともに、ロビー展示を通して作品展示の機会を作るなど、団体への支援を行いました。

また、地区住民会議による子どもの見守り活動や、通学合宿の代替事業として実施した「古代にタイムスリップ！勾玉づくり&パンケーキ作りに挑戦しよう！！」に対し、活動の支援を行いました。

さらに、青少年相談員の活動については、平川地区の二十歳を祝う会における記念写真スポットの提供等について、支援を行いました。

#### ③学びを支える地域人材の育成と活動の支援

主催講座や文化・スポーツまつりなど、公民館事業の実施にあたっては、社会教育推進員の協力を得ながら、企画・運営を行い、内容を充実させて実施することができました。

また、袖ヶ浦市アドバイザーバンク制度登録者を活用した講座を開催しました。

#### ④社会教育施設的环境整備

地域の生涯学習拠点として施設を安全に利用できるようにするため、定期的な施設の安全点検を行うとともに、消防設備等の修繕及び適正な施設の維持管理に努めました。

また、防災対策の強化として、多目的ホールの吊り天井工事を行い、施設の耐震化を図りました。

さらに、多目的ホールの照明についてはLED化を行うなど、環境に配慮した整備を行いました。

## 令和5年度市民会館・公民館経営方針及び重点施策

### 1 経営方針

市民会館・公民館は、第三期教育ビジョンの基本目標である「未来を創る 心豊かでいきいきとした人づくり」の実現に向け、基本目標を実現するための目標の一つである「人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援する」ための取組を行います。

そのため、市民会館・公民館は、地域に根差した教育施設としてはもとより、いつでも誰もが気軽に集まれる地域の拠り所として、住民や利用者の声をいかした公民館の運営に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により停滞した住民の活動を、あらためて盛り上げ、持続可能なものとするため、利用団体との連携をより密にし、住民の主体的な学習活動を支援します

### 2 重点施策

市民会館・公民館は、基本目標を実現するための目標の一つである「人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援する」ための施策の方向性を重点施策として生涯学習・社会教育の充実・発展を図ります。

#### **施策の方向性（1）一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実**

市民一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習活動を支援します。人生100年時代に向け、すべての人の学習意欲に応えられるよう、多様な学習機会の提供や、情報発信などの環境の整備を行います。

#### **施策①住民への学習機会の提供と情報の発信**

サークル活動を含めた生涯学習情報を収集し、広報そでがうらやホームページ、SNSなどの活用による積極的な情報発信に努めます。学習相談にもきめ細やかに対応することにより、住民の学習活動を支援し、継続した学習の場を提供します。

#### **施策② 公民館事業への住民の意見の反映**

市民会館・公民館における各種の事業の企画実施や公民館運営の諸課題について、住民の代表である公民館運営審議会の意見を反映した公民館の運営に努めます。

また、アンケートなどにより住民の学習ニーズや地域課題などを把握し、社会教育推進員とともに主催事業の充実を図ります。

### 施策③ 多様な主体との連携・協働の推進

地域課題や多様で複雑な社会課題などに、より効果的に対応するため、また、「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」の趣旨に沿い、住民、社会教育推進員、社会教育関係団体や地域団体などの各種団体、NPO、学校、企業などとの幅広い連携・協働を図るほか、庁内関係各課との連携・協力を図りながら公民館事業を効果的に実施していきます。

### 施策④ 公民館事業の点検と評価

「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン」の施策内容を計画的、効果的に進めるために、PDCAサイクルによる公民館事業の点検評価を行います。そして、その結果に基づき計画の実効性と有効性について検証を行い、効果的な事業の推進のために施策の改善を図ります。

## 施策の方向性（2）家庭と地域の教育力の向上

保護者が抱える子育ての不安や悩みに対応する、子育てや家庭教育に関する学習の機会を提供します。また、地域全体で心豊かな青少年の育成に取り組みます。

### 施策① 家庭の教育力向上のための支援

保護者を対象に子育てのヒントとなる学習機会の提供と、同じ世代の子どもを持つ保護者親同士のつながりを深めることを目的に、子どもの世代に応じた家庭教育学級を開催します。

### 施策② 地域の教育力の向上

心豊かな子どもを育成するため、自然体験や社会体験などの体験活動や、学年の枠を超えた子どもの交流の場を地域の方の協力のもと提供します。

また、青少年相談員や地区住民会議などの青少年健全育成活動に取り組む団体など、地域住民との連携により地域の教育力の向上に努めます。

## 施策の方向性（3）つながり、支えあう社会教育の充実

人と人とのつながりが希薄となる中、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくりが一層重要であると言われています。住民が学びの成果を地域でいかし、人と人がつながり、支えあう活動を支援します。

また、庁内連携の一層の推進と社会教育関係団体との連携により、公民館活動の充実に努めます。

### **施策① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進**

住民の学習ニーズや地域課題及び生活上の課題を学習テーマに取り上げ、講座をきっかけに受講者による活動が展開できるよう支援します。

そのため、受講者や利用者等の住民の声を大切にし、住民主体の学びの機会を創出します。

### **施策② 社会教育関係団体の活動への支援**

社会教育関係団体の自主性を尊重しながら、活動の継続性や活動の活性化に向けた支援と助言を行います。

### **施策③ 社会教育施設的环境整備**

地域の生涯学習の拠点として、今後も住民が安全・安心に施設を利用できるように、施設・設備の適切な維持管理と定期的な点検を実施し、その結果に基づき改善を図ります。

議題（１）令和５年度市民会館・公民館の事業計画について

令和５年度市民会館・公民館主催事業

基本目標	未来を創る 心豊かで いきいきとした人づくり
生涯学習の目標	人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援します

施策の方向性	施策	事業	市民会館	平川公民館	長浦公民館	根形公民館	平岡公民館	
(1)一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実	①市民への学習機会の提供と情報発信	/	ホームページやSNS等による情報発信					
	②公民館事業への市民の意見の反映		公民館運営審議会 ・ 社会教育推進員活動					
	③多様な主体との連携・協働の推進		社会教育推進員活動 (再掲)					
	④公民館事業の点検と評価		教育委員会の点検と評価					
(2)家庭と地域の教育力の向上	①家庭の教育力向上のための支援	家庭教育総合推進事業	乳幼児家庭教育学級 (市民会館・平川公民館合同) 小学校家庭教育学級 中学校家庭教育学級	小学校家庭教育学級 中学校家庭教育学級	子育てパパ応援講座 小・中学校家庭教育学級	ワーキングママ支援講座 小・中学校家庭教育学級	お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座 小学校家庭教育学級	
	②地域の教育力の向上	青少年教育推進事業	子どもチャレンジ教室 世代間交流	子どもクラブ 書き初め教室	わんぱく教室 長浦ジュニアお琴・尺八教室	子ども絵画教室 花まる絵画教室 ねがたオープンキャンパス(ねこまる)	ひらおか子ども教室	
(3)つながり、支えあう社会教育の充実	①誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業	女性セミナー	園芸講座	まるごと体験セミナー～1からのソバづくり～	成人絵画教室	わくわく女性倶楽部	
			男性セミナー	初心者・シニア向けスマートフォン教室	ながうら遊学塾	地域再発見講座	国際理解セミナー	
			単発講座	単発講座	お正月飾りづくり講習会		ひらおかハッピータイム	
	②社会教育関係団体の活動への支援	各種行事推進事業	高齢者いきがい促進事業	昭和ふれあい教室 世代間交流(再掲)	平川生活いきいき講座 おでかけ高齢者講座	長浦さわやかスクール	根形ニコニコ教室	ひらおかシニアセミナー
			地域人材育成講座 (テーマ)	地域理解	災害「避難」を学ぶ	地域デビュー	防災	みんなで作る地域の避難所
③社会教育施設的环境整備	施設管理事業	/	市民会館まつり	公民館まつり	公民館まつり	公民館まつり	文化・スポーツまつり	
			市民音楽フェスティバル	市民音楽フェスティバル		ねがたファミリーコンサート		
			芸能文化まつり	芸能文化まつり		サークル作品展		
			ロビー展示					
			利用者懇談会					
			定期的な安全点検					
			自家発電機エンジンオイル交換修繕 他	空調更新工事(2階のみ更新) 他	電話設備更新	ロビーホール等非常灯修繕、他	多目的ホール非常口改修工事	



令和5年度市民会館事業計画

◎各種団体など多様な主体との連携により、昭和地区の学習拠点、活動拠点として住民に親しまれる施設を目指します。また、定期利用団体の活動を持続可能なものとするための助言、支援を行います。

(千円)

No.	教育ビジョンの体系	事業名	目的・内容	令和5年度時期・回数	対象・人数	予算額
1	目標2(1)① 市民への学習機会の提供と情報の発信	ホームページ等による情報の発信	生涯学習情報を収集し、ホームページ等を活用した情報の発信を行います。	随時	—	—
2	目標2(2)① 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育推進事業 乳幼児家庭教育学級(うたたねハッピーくらぶ)(平川公民館と合同)	子育てについての情報や悩み等を共有し、仲間づくりをするとともに、父親の参加を促しながら、よりよい家庭教育につながるきっかけ作りを行います。	6月～12月 (全10回)	0歳から就学前の幼児を持つ保護者20人	市民会館49 平川公民館15
3		小学校家庭教育学級	小学校期における子どもの成長の場としての家庭や地域の役割を理解し、子育てや家庭教育について知識や手法を学びます。	7月～12月 (全5回)	昭和地区の小学生の保護者 各回募集	35
4		中学校家庭教育学級	中学校期における家庭・地域の役割について、保護者を対象に学習します。	6月～12月 (全5回)	昭和中学校生徒の保護者 各回募集	62
5	目標2(2)③ 地域の教育力向上	青少年教育推進事業 子どもチャレンジ教室	創作活動や自然体験などを通じ、仲間づくりや自立心及び協調性を育みます。	5月～1月 (全8回)	昭和地区の小学4年～6年生30人	37
6		青少年相談員支部活動	青少年の健全な育成を推進するため、青少年相談員の支部活動を支援します。	通年	昭和地区青少年相談員14人	—
7		地区住民会議(坂戸の森みどりの会)活動	各種団体との協働により、青少年の健全育成を地域をあげて推進するための活動を支援します。	通年	昭和地区各種団体22団体	—
8		世代間交流事業	様々な知識、技能を持つ地域の方を講師として講座などを行い、世代を超えた交流を図ります。	11月 1回(全1回)	昭和地区の協力者と親子	—
9	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業 女性セミナー	社会的課題や身近な生活課題を取り上げ、女性の社会参加と生き方を考えると共に、仲間づくりを図ります。	5月～12月 (全7回)	昭和地区成人女性40人	23
10		男性セミナー	地域に根差した仲間づくりと充実した毎日を過ごすことを目的に知識や楽しみの習得を目指します。	9月～12月 (全3回)	市内在住・在勤の男性20人	15
11		単発講座	地域住民の潜在的な学習意欲を掘り起こし、学習をとおした生活改善、地域の仲間づくり等が活発に行われる「きっかけ」の場と機会の提供を行います。	12月 1回(全1回)	昭和地区の成人	6
12	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	高齢者いきがい促進事業 昭和ふれあい教室(高齢者教室)	高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、学習や交流活動をとおして、生きがいづくりと仲間づくりを行います。	5月～12月 (全8回)	昭和地区の60歳以上の方120人	46
13		地域人材育成講座	学習(講座)を通して、受講者が暮らす地域や生活を見つめなおし、受講生の自主活動につなげる。	9月～12月 (全4回)	昭和地区の成人20人	50
14	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	各種行事推進事業 市民会館まつり(文化協会後援)	地域住民が郷土の文化芸術に親しむ機会とするとともに、定期利用者などの学習成果の発表の場とし、地域の交流を図ります。	11月4日 11月5日 (2日間)	市民	258
15		各種行事推進事業 ロビー展示	グループ・サークル等が日頃の学習成果を発表し、市民が芸術作品に親しむ場とします。	通年	各種団体 サークル等	—

No.	教育ビジョンの体系	事業名	目的・内容	令和5年度 時期・回数	対象・人数	予算額	
16	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	各種行事 推進事業	市民音楽フェスティバル(音楽協会と共催)	市内のアマチュア音楽グループ・サークルの交流を深めるとともに、市民が多様な音楽を親しめる場を提供します。	11月26日	市民	216
17			芸能文化まつり(文化協会と共催)	芸能文化活動の普及並びに、芸能文化の交流を通して市民の親睦を深め、豊かな情操を培います。	1月28日	市民	36
18	目標2(3)③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進	子ども会育成会支部活動	子ども会の自主性を尊重しながら支部活動を援助します。	通年	単位子ども会7団体	—	
19		利用者懇談会	定期利用団体を中心に、市民会館の事業運営について理解を求めるとともに、サークル活動の意義について考える機会とします。	3月 (2回)	定期利用団体	—	
20		社会教育推進員活動	地域住民の代表として、市民会館事業の企画、運営を職員とともにを行います。	通年	社会教育推進員9人	4	
21	二十歳を祝う会		二十歳となったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励まします。	1月7日	H15.4.2 ~ H16.4.1 に 生まれた昭和地区の 新成人	585	
22	公民館運営審議会		社会教育法第29条に基づき、公民館における各種の事業の企画、実施についての調査審議を行います。	5月~2月 (全5回)	委員12人	518	
					計	1,891	

令和5年度平川公民館事業計画

◎平川地区の地域コミュニティ・生涯学習の拠点として、実生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地域住民の教養の向上、健康の増進等を図り、もって、地域の生活・文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目指します。

(千円)

No.	事業名		目的・内容	令和5年度 時期・回数	対象・人数	予算額	
1	目標2(1) ①市民への学習機 会の提供と 情報の発信	ホームページ等による情報の発信	生涯学習情報を収集し、ホームページ、フェイスブック等を活用した情報の発信を行います。	随時	—	—	
2	目標2(2) ①家庭の 教育力向上のための 支援	乳幼児家庭教育学級(うたたねハッピーくらぶ)(市民会館と合同)	幼児期における家庭の役割や家庭教育について学習し、地域ぐるみの子育てを進めます。	6月～12月 (全10回)	0歳から就学前の幼児を持つ保護者 20人	15	
3		小学校家庭教育学級	健全な子どもを育てるための家庭や地域の役割を学習し、地域ぐるみの子育てを進めます。	6月～1月 (全5回)	中川小学校児童の保護者 随時募集	18	
4		中学校家庭教育学級	中学校期の成長の場として、家庭・学校さらに地域があり、その役割を認識し、健全な中学生の育成に努めます。	6月～1月 (全5回)	平川中学校生徒の保護者 随時募集	17	
5	目標2(2) ③地域の 教育力向上	地区住民会議(中富ふれあいの会)活動	青少年育成袖ヶ浦市民会議の下部組織として地区住民会議を組織し、青少年育成事業活動を支援します。	通年	中富地区各種団体 16団体	—	
6		青少年相談員支部活動	青少年の健全な育成を推進するため、青少年相談員の地区活動を支援します。	通年	中富地区青少年相談員 9人	—	
7		青少年教育推進事業	子どもクラブ	体験を通して、自然と親しむ心を高めるとともに、様々な学習を行いながら、交流を図ります。	5月～1月 (全7回)	中富地区の小学生 30人	41
8			書き初め教室	登録サークル等を講師として、学習成果の還元と地域の世代間交流を図る。	12月 (全1回)	中富地区の小学3～6年生 20人	6
9	目標2(3) ①誰もが主体的に 学ぶことができる社会 教育活動の推進	成人教育推進事業	園芸講座	果樹・野菜の栽培方法や手入れなどの知識や手法を学んで、暮らしの中で緑を楽しむとともに、仲間づくりを行います。	5月～2月 (全8回)	市内在住・在勤の成人 27人	65
10			初心者・シニア向けスマートフォン教室	スマートフォンを用いた初歩的なインターネットの利用方法や情報収集方法についての学習の場を提供します。	5月～2月 (全5回)	市民 各20人	9
11			単発講座	タイムリーな内容、市民の興味、関心のある内容等をテーマとして講座を実施し、公民館利用や仲間づくり等のきっかけの場とします。	6月～9月 (全2回)	市民	26
12		高齢者いきいき促進事業	平川生活いきいき講座(高齢者講座)	高齢者が健康で充実した生活を送れるように、学習や交流活動を通して一人ひとりの生きがいを促進するとともに、仲間づくりもを行います。	6月～2月 (全7回)	主に中富地区の60歳以上の方 30人	28
13			おでかけ高齢者講座	中富地区社会福祉協議会のいきいきサロンと共催して、中富地区の自治会館で出張講座を行います。	5月～2月 (全2回)	中富地区の60歳以上の方 延べ20人	10

No.	事業名		目的・内容	令和5年度 時期・回数	対象・人数	予算額
14	目標2(3) ①誰もが主体的に 学ぶことができる社会 教育活動の推進	災害「避難」を学ぶ講座 (地域人材育成講座)	いつ訪れるかわからない災害時の避難生活を見すえて、各々がどうしたらよいか、何ができるかを学び、災害時に避難所生活を余儀なくされた場合、自主的に周囲と協力しながら避難所運営に携わることができる人材育成と地域の連帯感の醸成を目指します。	6月～3月 (全5回)	市民(中富地区優先) 20人	57
15		各種行事 推進事業	平川公民館まつり	団体活動や主催事業の学習成果を発表する機会とするとともに、模擬店等各種イベントにより地域住民の交流の場とします。	11月18日 11月19日 (2日間)	市民
16	目標2(3) ②社会教育関係団 体の活動への支援	各種行事 推進事業	各種団体・サークルの学習成果を発表する場とし、併せて市民が芸術作品に親しむ機会をします。 また、季節ごとにロビーイベントやディスプレイを行い、地域住民の交流を図り、公民館と地域の活性化を図ります。	通年	各種団体 市内小中学校等	5
17		子ども会育成会支部活動	子ども会の自主性を尊重しながら支部活動を援助します。	通年	単位子ども会 2団体	—
18		利用者懇談会	登録サークル・定期利用団体を対象に公民館の管理・運営について協力を促すとともに、活動の活性化を図りサークルの育成に努めます。	3月 1回	登録サークル・定期利用 団体	—
19	目標2(3) ③学びを支える地域 人材の育成と活動の 促進	社会教育推進員活動	公民館活動のリーダーとして企画運営の協力を得て、地域の活性化に努めて新しい公民館づくりを目指します。	通年	社会教育推進員 9人	—
20	二十歳を祝う会		二十歳になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、より豊かな人生が築けるように、実行委員による自主的な運営を支援します。	1月7日 (全1回)	H15.4.2 ～ H16.4.1 に生 まれた中富・ 平岡地区の新 二十歳	市民会 館で計 上
					計	458

令和5年度長浦公民館事業計画

“温もりと喜びが集う公民館”人と人が交流する中で温もりを感じるとともに、学ぶ喜びや創造する喜びを共有し、ワクワクしながら集う地域コミュニティーの核となる公民館をめざします。

(千円)

No.	教育ビジョンの体系	事業名	目的・内容	令和5年度時期・回数	対象・人数	予算額
1	目標2(1)① 市民への学習機会の提供と情報の発信	ホームページ等による情報の発信	生涯学習情報を収集し、ホームページ等を活用した情報の発信を行います。	随時	—	—
2	目標2(2)① 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育総合推進事業 子育てパパ応援講座	「子育てに臨む父親」を対象として、父親同士の交流や親子での体験等を通じて子育てについて学び理解する場を設け、家庭教育につなげます。	6月～12月 (全5回)	2歳から就学前の幼児を持つ保護者(父親)15人	29
3		小・中学校家庭教育学級	子どもの成長の場としての家庭の役割を認識し、家庭教育の原理・手法の習得を図り、家庭の教育力向上を支援します。	7月～2月 (小・中別市内合同各1回、4校合同4回)	長浦・蔵波地区の小中学生を持つ保護者各回募集	25
4	目標2(2)③ 地域の教育力の向上	青少年教育推進事業 わんぱく教室	小学生を対象として、異なる学校・学年の子ども達の交流や遊び、移動教室、スポーツなどの様々な体験の場を提供します。	5月～1月 (全8回)	長浦小・蔵波小の4～6年生30人	34
5		長浦ジュニアお琴・尺八教室	小学生を対象として、琴・尺八の演奏技術の習得を図り、日本の伝統音楽である邦楽の継承者を育成します。	5月～2月 (全14回)	長浦小・蔵波小・昭和小・奈良輪小の4～6年生25人	0
6		長浦地区住民会議(ながうら青空の会)活動	各種団体との協働により、青少年の健全育成を地域をあげて推進するための活動を支援します。	通年	長浦地区各種団体24団体	—
7		青少年相談員支部活動	青少年の健全育成を推進するため、青少年相談員の支部活動を支援します。	通年	長浦支部青少年相談員22人	—
8	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業 まるごと体験セミナー～1からのソバづくり～	仲間づくり、趣味づくりを通じて、日常生活に潤いを提供します。令和5年度は畑を耕し、ソバを栽培し、収穫、脱穀、製粉を行い、最後はソバ打ちを行います。	6月～12月 (全7回)	成人(長浦地区優先)15人	30
9		ながうら遊学塾	趣味・教養・実学など日常生活に即して幅広く学習します。	5月～1月 (全7回)	成人(長浦地区優先)50人	46
10		お正月飾りづくり講習会	お飾りを飾って新年を迎えるわが国の伝統行事を大切にするため、お正月飾りの作り方を学びます。	12月 (全1回)	市民25人	11
11		高齢者いきがい促進事業 長浦さわやかスクール(高齢者教室)	健康で明るい高齢期を過ごすために、心と身体の健康や地域社会での役割等に関する学習、地域の交流活動を行います。	5月～2月 (全7回)	長浦地区の60歳以上の方250人	53
12	各種行事推進事業	長浦公民館まつり	公民館定期利用者の日ごろの学習成果の発表の場を設けます。また、まつりを通じて地域住民の楽しい交流を図ります。	11月18日 11月19日 (2日間)	市民	224
13		地域人材育成講座	サブテーマを「地域デビュー講座」とし、自分が暮らす地域に愛着を持ち、地域とのつながりを持ちたいと考えている方へのきっかけづくりを目的とします。	6月～11月 (全5回)	高校生～25歳までの方15人	9

No.	教育ビジョンの体系	事業名		目的・内容	令和5年度 時期・回数	対象・人数	予算額
14	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	各種行事 推進事業	ロビー展示	各種文化活動団体・サークル等の活動成果の発表の場とすると共に、芸術文化に対する理解と認識を深めます。	通年	各種団体、 サークル	0
15		利用者懇談会		定期的に利用する団体及びサークルを中心に、公民館の経営方針、事業運営に理解を促すと共に団体活動の活性化を図ります。	3月 1回	各種団体、 サークル	0
16	目標2(3)③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進	社会教育推進員活動		公民館事業の企画運営を職員と共に行い、民間リーダーの英知を結集し、市民参画による公民館づくりを目指します。	通年	社会教育推進員10人	0
17	二十歳を祝う会			二十歳となったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励まします。	1月7日	H15.4.2 ～ H16.4.1 に 生まれた長 浦・蔵波地 区の二十歳	市民会館で計上
						計	461

令和5年度根形公民館事業計画

◎ホームページなどの情報発信の工夫に努め、根形地区の学習拠点として多くの住民に利用される施設を目指します。また、各種団体など多様な主体との連携・協働により、青少年健全育成や芸術文化の振興活動を支援します。

(千円)

No.	教育ビジョンの体系	事業名	目的・内容	令和5年度時期・回数	対象・人数	予算額	
1	目標2(1)① 市民への学習機会の提供と情報の発信	生涯学習情報の収集とホームページ等様々なメディアを活用した情報の発信		随時	—	0	
2	目標2(2)① 家庭の教育力向上のための支援	家庭教育総合推進事業	小・中学校家庭教育学級 子どもの成長の場としての家庭、地域の役割を認識し、家庭教育のあり方・手法を学び、地域ぐるみの子育てを支援します。	6月～12月 (小・中合同4回、市内合同各1回)	根形地区の小中学生を持つ保護者各回募集	22	
3		ワーキングママ支援講座	現在働いている、または、これから働くことを考えている母親に対し、自分らしく生き生きと子育てができるよう、様々な視点から家庭教育支援を行います。	8月・9月 (全4回)	母親15人	58	
4	目標2(2)③ 地域の教育力向上	青少年教育推進事業	花まる絵画教室	自主自立を保ちながら集団の中で協調し、創造性や情緒豊かな人間性を養うことを目指して、水彩画の基礎的な学習と、学校外での仲間づくりを行います。	6月～12月 (全6回)	市内小学1年～3年生 16人	37
5			子ども絵画教室	水彩画を学びながら友達づくりと豊かな感性を培うことを目的とします。	5月～12月 (全9回)	市内小学4年～6年生 16人	52
6			ねがたオープンキャンパス(ねこまる)	地域の青少年(N.O.C)と小学生及び根形公民館登録サークル等との交流の場を創り出すとともに、夏休みの児童の安全な居場所とふれあいの場を設けます。	7月31日 8月1日 8月19日 8月20日	N.O.C(根形地区の青少年)及び登録サークル会員等、根形小児童(各回募集)	26
7		地区住民会議(根っ子の会)活動	根形地区の青少年健全育成を目的として、地域全体として参加できる事業活動を支援します。	通年	根形地区の各種団体等 20団体	—	
8		青少年相談員支部活動	青少年の健全育成を推進するため、青少年相談員根形支部の活動を支援します。	通年	青少年相談員根形支部 8人	—	
9	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	成人教育推進事業	成人絵画教室	初心者を対象に、油絵、水彩画等の基本的な知識・技術の習得を図ります。	5月～2月 (全10回)	市内在住・在勤成人 15人	64
10			地域再発見講座	地域に残された資料や野外活動をとおして、地域の成り立ちや時代背景などを学習し、地域の課題などを発見します。	6月～1月 (全7回)	市内在住・在勤成人 20人	35

No.	教育ビジョンの体系	事業名		目的・内容	令和5年度 時期・回数	対象・人数	予算額
11	目標2(3)① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進	高齢者いきがい促進事業	根形ニコニコ教室(高齢者教室)	地域の高齢者が、健康で充実した生活を送るため、健康に関することや、日常生活に必要な様々な知識を学習する機会を提供するとともに、仲間づくりを行います。	5月～2月 (全10回)	根形地区の60歳以上の男女70人	62
12		各種行事 推進事業	根形公民館まつり	郷土の文化に親しみながら教養を高め、創造力を培う場とするとともに、講座生、利用者等の学習成果発表の場とします。また、各種催しを通して、幼児から高齢者が集う世代間交流の場とします。	11月4日 11月5日 (2日間)	市民	325
13			ねがたファミリーコンサート	子どもから高齢者まで幅広い世代にプロの演奏に触れる機会を提供します。	8月6日	根形ニコニコ教室生、根形地区の親子等	45
14		地域人材育成講座		学習をとおして、自分が暮らす地域や生活を見つめ直し、受講者自身の“主体的”、かつ、“継続的”な活動へつながるよう支援します。 ①防災講演会(根形小) ②避難所に係る講演及び避難所体験(根形中) ③災害非常食作り等 ④総合防災訓練	① 9月 1日 ②10月上旬 ③11月中旬 ④12月3日	①根形地区住民及びPTA、根形小児童 ②根形地区住民及びPTA、根形中生徒 ③・④根形地区住民	65
15	目標2(3)② 社会教育関係団体の活動への支援	各種行事 推進事業	ロビー展示	各種団体の日頃の学習成果を発表する場を提供するとともに、主催講座の成果を発表する機会とします。	通年	各種団体他	0
16			根形公民館サークル作品展	根形公民館で活動する美術・工芸関係サークル等の創作活動成果を発表する場とするとともに、参加者相互の交流を促します。	3月9日～ 3月17日 (9日間)	根形公民館で活動する美術・工芸関係サークル等	13
17		子ども会育成会支部活動	子ども会の自主性を尊重しながら活動を支援し、子どもの健全な育成を図ると共に、支部活動事業の支援を行います。	通年	単位子ども会6団体	—	
18		利用者懇談会	定期利用団体を対象に、公民館の事業運営とサークル活動について理解を促し、活動の活性化とサークルの育成に努めます。	3月 (1回)	定期利用団体	0	
19	目標2(3)③ 学びを支える地域人材の育成と活動の促進	社会教育推進員活動		公民館の各種事業の企画・運営及び、地域住民の学習ニーズの把握と実施をサポートします。	通年 (会議4回 研修会1回)	社会教育推進員10人	4
20	二十歳を祝う会			二十歳となったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励まします。	1月7日	H15.4.2～ H16.4.1に 生まれた根形地区の 新成人	市会で計上
						計	808



令和5年度平岡公民館事業計画

◎地域住民の学習ニーズや地域の実情に応じ、様々な学習機会や世代間交流の場を提供するとともに、活力ある地域づくりを目指す拠点として、各種事業を展開していきます。

(千円)

No.	教育ビジョンの体系	事業名		目的・内容	令和5年度 時期・回数	対象・人数	予算額
1	目標2(1)① 市民への学習 機会の提供と 情報の発信	ホームページ等による情報の発信		生涯学習情報及び公民館事業について、ホームページ等を活用した情報の発信を行います。	随時	—	—
2	目標2(2)① 家庭の教育 力向上のた めの支援	家庭教育 総合推進 事業	お子さんと一緒 に！健康な心と体 づくり講座(幼児家 庭教育学級)	親子で運動をしたり、活動をしながら、子どもの健康な心と体づくりについて学習します。	6月～12月 (全5回)	2歳から就 学前の幼児 とその保護 者15組	32
3			小学校家庭教育学 級	少年期の心や体の発達及び家庭教育等について理解を深めるとともに、保護者同士の交流を行います。	7月～12月 (全5回)	平岡小学校 児童の保護 者20人	45
4	目標2(2)③ 地域の教育 力向上	青少年教育 推進事業	ひらおか子ども教 室	科学体験や社会体験等を通して、様々な分野において興味や関心が持てるよう、楽しく学習します。	6月～2月 (全6回)	平岡小学校 の児童20人 各回ごとに 募集	29
5		青少年相談員支部活動		家庭、学校、地域社会が一体となり、地域に密着した実践活動を通して青少年の健全育成を図るための活動を支援します。	通年	平岡支部 青少年相談 員 11人	
6		地区住民会議(名幸ヶ丘の会) 活動		家庭、学校、地域社会が一体となり、地域に密着した実践活動を通して青少年の健全育成を図るための活動を支援します。	通年	平岡地区 各種団体 18団体	
7		ひらおかハッピータイム (世代間交流事業)		地域住人による世代間の交流を通して、郷土愛を育みます。	12月予定 (全1回)	平岡地区の 高齢者と親 子20人	8
8	目標2(3)① 誰もが主体的 に学ぶことが できる社会 教育活動の 推進	成人教育 推進事業	わくわく女性倶楽部	女性が生き生きと輝いて生活するために、食生活の改善や趣味等を通して学習するとともに、交流の場とします。	5月～2月 (全6回)	成人女性30 人	45
9			国際理解セミナー		国際化が進む中で、世界各国の現状を学習し、国際理解を深めます。	10月～2月 (全5回)	市内在住・ 在勤一般成 人30人
10		高齢者い きがい促 進事業	ひらおかシニアセ ミナー(高齢者教室)	健康で楽しく、潤いのある生活ができるよう、健康づくりや体力づくり等の活動及び仲間づくりを行います。	5月～1月 (全6回)	60歳以上の 方50人	44
11	地域人材育成講座		地域課題である「防災」について、「みんなでつくる地域の避難所」をテーマに、自助及び共助についての知識や技術を習得し、避難所運営等に協力できる人材や体制づくりの支援を行います。	7月～12月 (全3回)	平岡地区住 民30人	53	
12	各種行事 推進事業		平岡公民館文化・ スポーツまつり	地域住民が文化、スポーツに触れ親しみ、豊かな情操と創造力を養う場とすると共に、公民館利用者の学習成果を発表する場とします。また、各種催し物を通じて、地域住民相互の交流の機会を提供します。	11月4日 11月5日 (2日間)	市民	201

No.	教育ビジョン の体系	事業名		目的・内容	令和5年度 時期・回数	対象・人数	予算額
13	目標2(3)② 社会教育関 係団体の活 動への支援	各種行事 推進事業	ロビー展示	各種団体等の作品発表の場とす るとともに、地域住民が芸術や文化 作品に触れる機会を提供します。	通年	各種団体 市内小中学 校	0
14		子ども会育成会支部活動		子ども会の自主性を尊重し、子ど も会活動を支援します。	通年	単位子ども 会 8団体	
15		通学合宿		平岡公民館に宿泊し共同生活を しながら学校に通うことにより、連帯 感を深め、自立心、忍耐力などを 向上させ、たくましい心と身体を育 みます。	7月2日～ 7月3日	平岡小学校 の児童	
16		利用者懇談会		定期利用団体等を対象に、公民 館の事業運営についての理解を深 めるとともに、サークルの活性化と 育成に努めます。	3月 1回	定期利用団 体等	0
17	目標2(3)③ 学びを支え る地域人材 の育成と活 動の促進	社会教育推進員活動		社会教育の推進を図るため、地 域住民の代表として、公民館事業 の企画及び運営を、職員とともに行 います。	通年	社会教育推 進員10人	0
18	二十歳を祝う会		人生の節目である二十歳の成人 を祝い、励まします。	1月7日	H15.4.2 ～ H16.4.1 に 生まれた平 川地区の新 成人	市民会館で計上	
						計	518

議題（２）令和５年度公民館運営審議会の年間計画について

回	日 時	内 容	会 場
1	5月19日 (金) 15時～	① 令和4年度市民会館・公民館事業の実施結果について ② 令和5年度市民会館・公民館の事業計画について ③ 令和5年度袖ヶ浦市公民館運営審議会の年間計画について 他	根形公民館 2階視聴覚室
2	7月19日 (水) 15時～	① 令和5年度市民会館・公民館事業の実施状況について ② 青少年健全育成地区住民会議令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について 他	平岡公民館 2階視聴覚室
3	10月13日 (金) 15時～	① 令和5年度市民会館・公民館まつりについて ② 令和5年度市民会館・公民館事業の実施状況について 他	市民会館 3階中ホール
4	12月21日 (木) 15時～	① 令和5年度市民会館・公民館まつりの実施結果について ② 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の取組状況について ③ 令和5年度市民会館・公民館事業の実施状況について 他	平川公民館 2階視聴覚室
5	2月15日 (木) 15時～	① 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の実施結果について ② 令和5年度市民会館・公民館事業の成果と課題について ③ 令和6年度(仮)市民会館・公民館経営方針及び重点施策(案)について 他	長浦公民館 2階研修室

※ 市民会館・公民館の市長部局への移管については、適宜、審議等をいただく予定です。

※ 各種行事等に係る実行委員及び委員の選出については、適宜、審議等をいただく予定です。

#### 【その他行事】

- ◇ 6月 日 ( ) 君津地方公民館運営審議会委員連絡協議会総会 (君津市)
- ◇ 7月1日 (土) 袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会 (市民会館)
- ◇ 11月4日 (土) 市民会館まつり・公民館まつり (根形・平岡)  
～5日 (日)
- ◇ 11月18日 (土) 公民館まつり (平川・長浦)  
～19日 (日)
- ◇ 1月7日 (日) 袖ヶ浦市二十歳を祝う会
- ◇ 2月10日 (土) 袖ヶ浦市生涯学習推進大会 (市民会館)
- ◇ 未定 君公連・君公運審連合同研修会
- ◇ 未定 千葉県公民館研究大会

# 地域のまちづくりの施策推進に併せた 公民館施設の活用方針について

## 1 公民館の現状整理

### (1) 公民館の目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)

### (2) 公民館施設の現状

本市では、昭和57年に策定した公民館構想に基づき、市内を5つの日常生活圏に区分し、生涯学習、文化、スポーツの振興と地域コミュニティの醸成を目的として公民館が整備された。現在では、住民ニーズに即した特色ある事業が各公民館で展開され、「公民館まつり」や「地区住民会議の活動」に代表されるように地域の拠りどころとなっている。

ただし、一番古い施設である市民会館は昭和49年の建設後48年が経過している。また、一番新しい施設である平川公民館富岡分館でも平成3年の建設後31年が経過しており、各施設とも経年劣化による老朽化が進んでいることから、今後、大規模な改修費用などが必要と想定される。

### (3) 公民館で行っている業務の概要

各公民館とも学級・講座・集会等を企画・実施し、市民が自主的に仲間と学べる環境づくりを行っている。また、公民館運営審議会や社会教育推進員からの意見を参考としながら、市民参画による事業を行っている。

また、各種団体への支援、地域住民や利用者からの相談等に応じ、地域の活動拠点及び避難所としての役割を担っている。

	項目	主な業務
1	学級・講座の開設	世代に応じた講座、家庭教育学級、地域課題に取り組む講座などの開設など
2	地域の青少年団体への支援	青少年相談員支部活動、子ども会育成会支部活動、地区住民会議への支援など
3	地区社会福祉協議会への協力	事業推進員として活動への参画など

4	市民、団体の活動への支援	市民、団体が行う活動への助言、学習相談、施設の貸し出しなど
5	施設の適切な維持管理	安全点検の実施、施設の補修、管理など
6	避難所の運営	

## 2 公民館の課題

公民館の年間延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症まん延以前の令和元年度で285,765人であった。これは、過去20年のうち、最も利用者数が多かった平成18年度の380,656人と比較して約9.5万人減少している。

その一方で、有料によるイベント等を開催したいという要望に対して、社会教育法の目的に沿って柔軟に対応しているものの、内容によっては対応が困難な場合がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人間関係の希薄化と相まって、特に、高齢者を中心とした団体活動の継続性を困難なものとしている。

施設をより多くの市民の利用に供するには、一人ひとりの利用者に寄り添うのももちろんのこと、様々な角度から地域ニーズ、住民ニーズを掘り起こし、新たな利用者層を開拓するなど施設の利用拡大につなげていかなければならない。併せて、社会の変化に対応した、市民にとって更に身近な施設として認知される努力が必要である。

## 3 国における社会教育施設の利用に関する動き

社会教育法第5条の規定により、公民館の設置及び管理を含めた社会教育の事務については市町村の教育委員会が行うものとされている。

しかし、平成30年12月21日の中央教育審議会において、公民館には地域の学習拠点としての役割に加え、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割も期待されるため、社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置を講じられることを条件に、地方公共団体の長が社会教育施設を所管できることを可とすべきと答申されている。

この答申を受け、令和元年6月に社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等が改正され、市長部局でも社会教育施設を所管することが可能となった。

※社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律については、P.47をご参照ください。

#### 4 移管により期待される効果・懸念される事項

市民会館・公民館を市長部局に移管した場合、次のことが予想される。

期待される効果	懸念される事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までの地域振興に資する各種事業に加え、貸館による有料イベントやカルチャースクール等の事業が実施できるようになり、新たな利用者の拡大が期待され、利用者間の新たな交流が生まれる。</li> <li>・上記により施設の稼働率が向上することで市民会館や公民館がより地域の拠点施設となり、生涯学習活動や地域活動の更なる活性化が図れ、社会教育を活かしたまちづくりを推進することができる。</li> <li>・従来の利用者に加え、地域課題を地域住民が協議する場としての「まちづくり協議会事務所」を設置することで市民会館・公民館利用者の増加が見込まれ、これにより地域活動の活性化が図れる。</li> <li>・危機管理部門の総括部署を抱える市長部局に移管することで、危機管理に関する指揮系統が市長に一本化されるため、避難所開設などの際に迅速な対応が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館施設の利用が拡大していった場合、公民館職員の配置について検討が必要となる。</li> <li>・公民館施設の利用抽選に当選する確率が低くなる可能性がある。</li> <li>・諸団体との連携について再構築が必要となる可能性がある。</li> </ul>

※ただし、公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる利用や、施設等を破損し、又は滅失する恐れがあると認められる利用等は、他の公共施設同様できません。

## 5 公民館施設の移管状況

### (1) 全国における公民館施設の移管状況

全国における市民会館・公民館の市長部局への移管状況は次のとおり。

なお、このうち成功例や失敗例などまでは確認が困難であるため明記していない。

類型	地方自治体
公民館条例を残している自治体（類型Ⅰ）	岩手県矢巾町、新潟県三条市、茨城県小美玉市、栃木県栃木市、群馬県富岡市・桐生市、神奈川県綾瀬市・三浦市、京都府舞鶴市、福井県大野市、愛知県大府市、岐阜県岐阜市・多治見市・羽島市、大阪府門真市、兵庫県神戸市・姫路市・西宮市・播磨町、岡山県津山市、高知県高知市、佐賀県佐賀市 ほか
施設条例に根拠法として社会教育法や公民館を明記し、あるいは例規集上で社会教育と位置づけている自治体（類型Ⅱ）	宮城県角田市、千葉県東金市、神奈川県大和市、福井県勝山市、滋賀県東近江市、大阪府大東市 ほか

※出典：千葉大学名誉教授 長澤成次作成

君津地方社会教育研究会 令和4年度前期全体研究会 資料（抜粋）

### (2) 近隣市における公民館施設の移管状況

市原市：公民館施設は移管していない。

その他、市長部局所管の三和コミュニティセンター他4施設あり。

木更津市：平成31年4月に金田地域交流センターを建設し、その施設内に金田公民館の機能を移転した。本施設はコミュニティセンター機能と公民館機能を有する複合施設となっており、市長部局の所管となっている。施設の維持管理については指定管理者が実施しており、この指定管理者が貸館、利用料の徴収なども行っている。

なお、職員に補助執行させる形で、公民館事業を行っている。

君津市：君津中央公民館を生涯学習交流センターの2枚看板とし、施設の管理は教育委員会が実施しており、公民館施設は移管していない。

その他、市長部局所管の貞元コミュニティセンター他4施設あり。

富津市：公民館施設は移管していない。

その他、市長部局所管の竹岡コミュニティセンター他4施設あり。



## 6 市民協働によるまちづくりについて

### (1) 市民協働によるまちづくりに関するこれまでの動き

市では、高齢者の見守りや子育てに関する支援、自主防災・自主防犯活動などの地域活動に対する支援を行うとともに、地域コミュニティと協働で地域における課題を解決することを目的として、自治会への情報提供や人材育成の支援などの様々な活動を行っている。

また、こうした活動をさらに進展させるため、協働事業提案制度の実施やまちづくり講座の開催など協働を推進するための施策に取り組んできたところであり、これらの取組を体系的に整理し、協働によるまちづくりを一層推進するための仕組みづくりとして、平成29年に「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を制定した。

この条例において、協働のまちづくりを推進するための基本理念や基本となる事項を定めるとともに、市民や地域コミュニティの役割、市の責務を明らかにするため、平成31年3月には「袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画」を策定し、地域コミュニティの活性化や地域コミュニティと市の協働について、分野を問わず取り組んでいるところである。

### (2) 市民協働によるまちづくりの現状と課題

このように、取組を体系的に整理したうえで各分野において協働に関する事業を行ってきたものの、近年、地域においてまちづくりを担う地縁団体、特に自治会においては未加入世帯の増加などによる自治会加入率の低下や役員のなり手が少ないことなど運営に関する課題も出ている。また、NPO法人といった市民活動団体においても団体数が横ばい傾向であることに加え、役員の高齢化や人材確保といった課題なども挙げられている。さらに、令和3年度に実施した市民へ袖ヶ浦市に対する意識を問う「まちづくりアンケート」のうち、行政の各分野における生活場面に関する調査において各項目の重要度を調査したところ、「コミュニティ」に関する項目が最も重要度が低く、「市民参加」が3番目に低い順番となっている。これまでの課題に加え、「コミュニティ」などについて重要と考える市民が少ないことなどから、今後地域コミュニティの維持や運営に支障をきたすことが懸念される状況となっている。

市としても引き続きこれまでの事業を推進するほか、自治会や市民活動団体による活動が活発に行われるように支援するとともに、地域の課題解決や連絡調整の場とするべく、地域まちづくり協議会の設立と運営についての支援を行っているところである。これまで地域住民への説明や座談会などを行ってきたところであり、長浦地区でのまちづくり協議会設立に向けた機運が醸成され、今般長浦地区においてまちづくり協議会が設立される運びとなった。今後本協議会で各取組を行っていくことが想定されるが、構成団体が多数となるうえ、地区住民会議も加わっていることから、その事務局を担ってきた公民館と連携したうえで協議会における連絡調整や事業を行うことが重要であり、また、効果的である。長浦地区以外の地区においても、

引き続き地域住民と協議を重ねながら、地域の課題解決と活性化を推進していくことから、長浦地区以外の地区においても公民館と連携し一体となった拠点づくりを行う必要がある。

## 7 課題解決への方針

### (1) 本市の取組方針

市民会館・公民館には今まで培ってきた社会教育によるまちづくり、地域づくりの実績・ノウハウがあるものの、その利用者は横ばい傾向となっている。

また、市長部局が実施してきた協働のまちづくりの推進については、市民との協働を軸として、地域リーダーの育成や地域の活性化・地域コミュニティの維持・促進などを行ってきているものの、取組始めてからの年月が浅いこともあり目に見える成果にまで結びついていない状況である。

これらの課題の解決にあたり、これまで市民会館・公民館が担ってきた社会教育を通じたまちづくりと、平成29年度に制定した「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」により実施してきた市民協働によるまちづくりをより一層推進するため、本市では2つのまちづくりの取組を統合することにより、社会教育と市民協働によるまちづくりを推進することとする。

なお、これらにより、施設管理を含めた市民会館・公民館における実務については、市長部局において継続して実施する。

※地方自治法については、P. 48をご参照ください。

### (2) 取組方針の実現のために必要なこと

この取組方針の実現のため、社会教育法による施設の利用制限緩和により市民がより活用できる施設となるよう、市民会館・公民館の主管部局を教育委員会から市長部局へ移管し、併せて、市民会館・公民館の主たる名称を（仮称）コミュニティセンターに変更するため（仮称）コミュニティセンター条例を制定する。

また、市民会館・公民館を市長部局に移管することにより、市民会館・公民館がこれまでの活動の中で構築してきた地域住民との繋がりを生かして地域課題を自ら解決していく体制を構築し、さらには社会教育的手法を活かした市民協働によるまちづくりとして、より一層推進するものとする。本取組を効率的かつ計画的に推進するに当たり、今後庁内において各地域における課題の把握を行うとともに、各地域の住民や団体等から意見をうかがったうえで、地域の住民に十分に理解と共有を得た地域のまちづくりについての方向性を定めたいと対応するものとする。

これらの取組は、地域振興という本来の公民館（社会教育）の活動の目的に沿うものであり、公民館が生涯学習の場だけでなく、まちづくりの拠点であることを明確にしていかなければならない。そのため、例えば移管後の市民会館・公民館にまちづくり協議会の事務室を置き、市民会館・公民館に自然と地域住民が集まることを促すな

ど、結果として市民会館・公民館が更なる地域の拠点となることにも繋がることも検討しつつ、関係各部署と協議をしながら今後検討を進めることとする。

なお、市民会館・公民館が現在実施している各種事業は、そのまま継続して実施する方向であり、移管することで公民館施設が市民にとってさらに使いやすい施設となることが期待される。

【課題解決のため本市が目指す施設のあり方】

- ・市民等が、より有効に使用できる施設
- ・まちづくりの推進に役立つ施設
- ・引き続き社会教育が推進できる施設



これらを兼ね備えた施設を  
活用していく必要がある

※市民会館・公民館と（仮称）コミュニティセンターの比較は、P. 48をご参照ください。

## 8 公民館移管による新たな組織体制

### （1）組織改正の考え方

市民会館・公民館の移管に当たって、実効性を担保するとともに効果的に業務を行うためには、市長部局・教育委員会ともにこれまで行ってきた業務の精査を行ったうえで組織体制の構築が必要となることから、現在市長部局・教育委員会においてその調整を図っている。

現時点では、【課題解決のため本市が目指す施設のあり方】に示す施設としての活用を目指し、市民会館・公民館がこれまでの活動で培ってきた地域住民との繋がりを基本に、従来の公民館事業で行ってきた社会教育の手法を活用し、市民との協働に関する取組がさらに広がるものとなるものとする。

### （2）組織改正（案）の概要

#### ①社会教育とまちづくりの一体的推進

社会教育的手法を活かし、市民とのまちづくりをさらに主体的に進めるため、市民協働推進課に、生涯学習課の社会教育班の一部を移管する。

#### ②公民館機能の多機能化

社会教育施設である市民会館・公民館を、まちづくりの拠点としての利用促進を図るため、（仮称）コミュニティセンターに変更し、市長部局において社会教育に関する取組と一体的に推進できる体制を整える。

### (3) 執行体制

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において教育委員会が行うこととされている事務を市長部局の職員が行う場合は、地方自治法に規定する補助執行又は事務委任により行うことができるものとなっている。

社会教育に関することや公民館事業など、これまで生涯学習課、市民会館及び公民館で実施してきた事業については、その事業ごとにその性質を鑑み、それぞれ補助執行又は事務委任することにより、移管後も継続して事業を実施するものとする。

## 9 公民館関係者への説明

今後、社会教育委員会議や公民館運営審議会で説明して意見をうかがう予定であるほか、公民館図書室が設置されているため、必要に応じて図書館協議会への説明も検討する。また、市民会館・公民館の利用者に対して利用者懇談会等にて説明する予定である。

【参考】社会教育法（抜粋）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 ～ 二 省略

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 ～ 十九 省略

2 省略

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【参考】 地方自治法（抜粋）

（事務の委任等）

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

【市民会館・公民館と（仮称）コミュニティセンターの比較】

	市民会館・公民館 【現状】	（仮称）コミュニティセンター 【移管後】
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例	（仮称）袖ヶ浦市コミュニティセンターの設置及び管理等に関する条例
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設（社会教育含む）
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法

#### 議題（４）その他

① 令和５年度青少年育成袖ヶ浦市民会議の理事について（依頼）

令和５年３月２２日付け青育市第４６号にて青少年育成袖ヶ浦市民会議会長より、別紙のとおり当該会議の理事の継続確認等について依頼がありました。

理事継続報告書の提出期限が５月１０日で審議会開催前であったため、令和４年度から２年間の任期でお勤めいただいている田中委員にご意思を確認し、継続していただく旨回答しましたことを報告します。

② 令和５年度青少年健全育成推進大会実行委員の推薦について（依頼）

令和５年３月２２日付け青育市第４７号にて青少年育成袖ヶ浦市民会議会長より、別紙のとおり当該大会実行委員の推薦について依頼がありました。

推薦書の提出期限が４月７日で審議会開催前であったため、委員長と相談のうえ、ご本人にもご意思を確認し、土師委員を推薦しましたことを報告します。



青育市第46号  
令和5年3月22日

公民館運営審議会  
委員長 齋藤 隆彦 様

青少年育成袖ヶ浦市民会議  
会長 田中 雪夫



令和5年度青少年育成袖ヶ浦市民会議の理事について（依頼）  
早春の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、青少年の健全育成にご協力を賜り深く感謝申し上げます。  
さて、貴団体に加入していただいている青少年育成袖ヶ浦市民会議については、「青少年育成袖ヶ浦市民会議規約」第8条第2項により、各関係団体から推薦された方に理事を務めていただくこととなっております。

現理事の任期は令和4年度・令和5年度ですが、所属団体内での役職替え等により、理事を継続できない場合、後任の方の推薦をお願いします。

なお、継続して理事を務めていただける場合においても、別紙報告書を提出くださるようお願いいたします。

記

1. 提出書類 令和5年度理事継続報告書及び後任推薦書 1枚
2. 提出期限 令和5年5月10日（水）  
※提出期限を過ぎる場合は、担当までご一報ください。
3. 提出先及び  
問合せ先 袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 宮澤  
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1 TEL0438-62-3743  
Email sode30@city.sodegaura.chiba.jp
4. 理事会日程 青少年育成袖ヶ浦市民会議第1回理事会については、下記の日程で開催を予定しております。推薦いただいた理事へは別途通知いたしますが、予めご承知おきください。

日時：令和5年5月29日（月）午後3時から  
会場：袖ヶ浦市役所北庁舎2F会議室

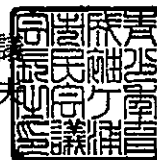




青育市第47号  
令和5年3月22日

公民館運営審議会  
委員長 齋藤 隆彦 様

青少年育成袖ヶ浦市民会議  
会長 田中 雪夫



令和5年度青少年健全育成推進大会実行委員の推薦について  
(依頼)

早春の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃より、青少年の健全育成にご協力を賜り深く感謝申し上げます。  
さて、令和5年7月1日(土)青少年健全育成推進大会の開催にあたり、貴  
団体から実行委員を下記のとおりご選出くださるようお願いいたします。  
第1回実行委員会会議については、令和5年4月21日(金)に開催を予定し  
ております。ご推薦いただいた実行委員には、第1回実行委員会会議の開催通知  
を後日送付いたしますので、ご承知おきください。

記

- 1 推薦人数 1名
- 2 提出書類 令和5年度青少年健全育成推進大会実行委員推薦書
- 3 提出期限 令和5年4月7日(金)
- 4 提出先及び 袖ヶ浦市教育委員会 生涯学習課  
問合せ先 電話 0438-62-3743 (直通)  
FAX 0438-63-9680  
Email sode30@city.sodegaura.chiba.jp

5 添付文書

- ①「令和5年度 青少年健全育成推進大会 実行委員推薦書」(1部)
- ②参考資料「実行委員の推薦について」(1部)
- ③市民会議パンフレット(1部)

第1回実行委員会会議の日程について

- 日時 令和5年4月21日(金) 午後7時から
- 場所 市役所旧館3階大会議室

令和5年度 市民会館・公民館等 職員録

教育委員会			
職名	氏名	備考	
教育長	御園 朋夫		
教育部長	生方 和義	市民子育て部保険年金課より	
市民会館 坂戸市場1566 62-3135			
職名	氏名	備考	
館長	大田 知司	教育部根形公民館より	
副主幹	三沢 徹		
副主査	富士井 雄太	教育部長浦公民館より	
副主査	中條 はるな		
平川公民館 横田115-1 75-2195			
職名	氏名	備考	
館長	齊藤 秀夫	財政部納税課より	
顧問	多賀 克之	新規採用	
主査	林 涼子		
副主査	嘉茂 尚人		
主事	南端 彩桜里		
長浦公民館 蔵波513-1 62-5713			
職名	氏名	備考	
館長	須田 紀子	教育部長浦おかのうえ図書館より	
顧問	地引 等		
主査	鈴木 恵子		
主査	前田 雅之		
副主査	濱崎 雅仁	教育部市民会館より (再任用)	
根形公民館 下新田1277 62-6161			
職名	氏名	備考	
館長	加藤 宏明	総務部職員課 ((株)かずさクリーンシステム) より	
顧問	平賀 栄三郎		
主幹	葛田 陽子		
主任主事	小倉 康嗣		
平岡公民館 野里1563-1 75-6677			
職名	氏名	備考	
館長	鹿嶋 章夫		
顧問	在原 徹		
主査	岡本 ヤヨイ		
副主査	前田 優太		
生涯学習課 坂戸市場1-1 社会教育班:62-3743 文化振興班:62-3744			
職名	氏名	班名	備考
課長	島田 宏之		教育部学校給食センター
班長	柳井 健	社会教育班	
副主幹	小川 修也		
主任主事	川俣 雄平		
主事	白石 真優		市民子育て部健康推進課より
主事	亀井 翔太		
班長	田中 大介	文化振興班	
主幹	能城 秀喜		
副主査	石井 祐樹		
学芸員	鎌田 望里		
学芸員	助川 諒		

## 【参考資料】

市民会館・公民館市長部局移管説明に係る  
利用者懇談会・社会教育推進員会議議事録

### 【市民会館利用者懇談会 令和5年3月10日（金）】

- Q：今まで市民会館と呼んでいたが、コミュニティセンターになるのか。
- A：現時点では（仮称）コミュニティセンターとしており、公民館という名称ではなくなる可能性が高い。ただ、公民館条例を残して二枚看板にする方法も検討している。
- Q：神納コミュニティセンターと名称が似ており、紛らわしくないか。
- A：名称への参考意見としていただく。
- Q：市長部局への移管とはどういうことなのか。
- A：従前は市民会館・公民館は教育委員会に属しており、事業の執行は教育長が最終決裁権者となり行っていたが、今後のまちづくりの推進を考えた時に、社会教育の手法を用いてまちづくり部門（市民協働推進課）と一緒に事業を行った方がより効果的ではないかという事で、市長が最終決裁権者となる市長部局の部署に所管を移すという事である。
- Q：市長部局への移管の目的の一つに利用促進とある。企業活動、教育産業などが入ってくる可能性もあると思われるが、今まで状況によって優先予約という形で先行予約を認めていただくケースもあったが今後はどうなるのか。
- A：利用を促進するからといって、例えば塾のような曜日や時間を固定して利用をする既得権を認めて良いのかという議論は出てくるとと思われる。これは優先予約利用に限った事ではなく、通常利用にも言える事である。市民に公平に貸し出すのが前提の施設であり、市民活動や地域の場として保障していくことも重要であると思うので、それを今後庁内において議論する必要があると思う。
- Q：資料にある「サークルの望ましい有り方」の内容が分かりやすく、私たちの団体は保護者の入れ替えがあると、これを参考に利用の指針として拠り所にしてきた。しかし、今回の移管により、この内容も変わってしまうのか。
- A：変わる可能性はあると思われるが、基本的には施設の設置目的が市民協働を、まちづくりを一層進めていくんだということなので、それに見合ったガイドラインとして利用団体のあり方や施設利用のルールは持っておかなければならないと思う。

Q：今の「サークルの望ましい有り方」には営利目的ではないことや民主的であること、資質向上を図ることなどがすごくわかりやすく謳われているので、すごくやりやすかったが、移管により営利目的でも良くなったり、利用に際し競争でも良くなったりとなると、今から団体独自できちんとした「サークルの望ましい有り方」のようなものを作らないといけないのかと感じている。

A：基本的には今の「サークルの望ましい有り方」に近い形で残っていくと思われる。これは減免の拠り所にもなっていると思うので、民間利用との差別化という意味でも必要と考える。

Q：今日のこの移管に関する事は保護者に説明しても良いか。

A：問題ない。

Q：今まで行事などのポスターやチラシに、教育委員会が後援という形で申請をし、許可をいただいていたため、その掲示を各所に依頼する際に了解を得やすかった。移管後は、市民協働推進課に申請することになるのか。

A：市民協働推進課に市の後援を申請することになる可能性もあるが、現在、生涯学習課の事務の一部を教育委員会に残す検討もしているため、引き続き教育委員会の後援を受けることもできる可能性もある。この取り扱いも今後決定していく。

Q：定期演奏会を例年3月に開催していたが、次回は4月の開催としている。移管になってからの開催となるので不安はある。

A：次回の定期演奏会に限って言えば、施設予約は教育委員会の所管の時に出来ると思う。

Q：代宿児童館の廃止が検討されていると聞いた。市はもっと子供達が集まれる場所を大事にしてほしい。市民会館・公民館も含め子供達に不都合にならないように考えてほしい。

A：知らないうちに施設が無くなっていくということがないよう、丁寧に説明をしていくことが重要であると認識している。市民会館・公民館においては教育長もそのように認識している。

**【市民会館社会教育推進員会議 令和5年3月24日（金）】**

Q：市長部局に移管されることによって、市民会館・公民館での活動は市長が認めた事しかできなくなるようなことはないのか。

A：市長部局に移管されても、従来通りの社会教育（事業）を行う事として調整をしており、対外的にもそのように説明はしているのでその心配はないと思う。

Q：令和6年4月から市長部局に移管されるという事は、令和6年度の学級・講座の計画はいつ頃決定するのか。

A：次年度予算要求は前年度10月に開始となるため、それまでに市長部局の市民協働推進課などと内容を詰める必要がある。

O：今年度は早めに次年度事業の調整を行い、それに基づく予算要望をしてほしい。

**【平川公民館利用者懇談会 令和5年3月17日（金）】**

- Q：先日の議会を傍聴し、今まで社会教育法を基本としていたものが、令和6年度以降は市長の采配によって、公民館等の利用について詳細が変わっていくという風に解釈した。現市長は熱心な方だが、11月の市長選にて市長が変わったらまた変化があるのではないかという危惧がある。また、市長の能力によって、活動実態が大きく変わる要素が出てくるのではないか。公民館に対する要望も市長判断に変わるのではないか。資料に移管後の変わらないことは多く記載されているが、変更点については詳細が不明である。公民館での活動を熱心にされているサークル等は、11月での市長選で方は候補者をよく聞いておかないとこんなはずではなかったと思うことになると思う。
- A：現在でも決定していないことが多くあるため、回答できない部分があるのはご了承いただきたい。上記の不安を少なくするためにも公民館運営審議会等チェック機関は残していく方向で検討はしていきたい。公民館の機能や利用については、原則として変わることはない、かつ市長の裁量で変わることもないため、その点もご理解いただきたい。

**【平川公民館社会教育推進員会議 令和5年4月16日（日）】**

Q：市長部局移管によって良くなるどころと、心配なところは何か。

A：良くなるどころは、資料の目的にもあるとおり、市民協働によるまちづくりが一層推進され、より多くの市民等の利用が図られるようになるのではないかとこのところ。

Q：今まで制約を受けていたところが入り込むことで、「タガが外れる」というようなことは起こらないのか。

A：今は回答できない。

O：「公民館」と言っていたものが「コミュニティセンター」と名称が変わるとピンとこない。

A：「コミュニティセンター」と併せて「公民館」の名称が残る可能性もある。この点は、今後決まっていくことになる。

O：公民館運営審議会での審議内容も変わってくるのか、よく見守っている必要がある。

Q：そのうち、市が管理しなくなってしまうのではないか。

A：その点は、資料にあるとおり、今後も市職員により管理運営を行う。

O：建物も変わらず、人の体制等も変わらないということなので、地域に根付いている「公民館」という名称は変えないほうがいいと思う。「コミュニティセンター」ではわからないということもある。

O：管轄が変わるということで、培ってきたいろいろなものや繋がりが継続されていくのか、心配なところがあるので、ちゃんと引き継がれるようお願いしたい。

**【長浦公民館利用者懇談会 令和5年3月16日（木）】**

Q：使用料及び減免制度の見直しが行われる場合は広報等で周知されるのか。周知する場合どのくらい前になるのか。

A：広報やホームページなどで周知する。半年前などなるべく早めに周知する。

Q：社会教育法と地方自治法の考え方の違いというのは具体的にどういうものか。

A：社会教育法は学校の教育課程を終えてからの生涯にわたる学習の機会を援助しようというもの。地方自治法は自分たちのことは自分たちで決めていくという考え方。今までの公民館より、地元の自治会館などの集会施設に近い考え方になっていく。

Q：要するに地域住民をもっと幅広く取り込もうという考え方か。

A：そうである。

Q：今後は営業活動をしなくても良いということか。

A：そうである。

Q：図書館の視聴覚室の扱いはどうなるのか。

A：今までどおりである。

O：使用料の見直しは行わず現状を維持して欲しい。

A：要望として受け止める。しかし、施設も老朽化しており修繕費などの費用負担や光熱水費が増えていることから、今後どこかの時点で見直すことになるかと思うがご理解いただきたい。



### 【根形公民館社会教育推進員会議 令和5年3月3日（金）】

Q：市長部局に移管すると、サークル活動等で利用している公民館使用料は変わるのか。

A：料金改定せずに公民館の機能は引継いでいく。移管を理由に料金を変えることはないが、物価上昇等に伴う料金の見直しや減免規程の見直しを行っていくことは考えられる。

Q：移管することによる、社会教育推進員及び一般市民にとってのメリット、デメリットは何か。

A：市長部局としては、自治会活動をしていく上で人をつなぐことが難しくなってきたおり、公民館と地域のつながりの関係性を必要としている。メリットとしては地域活動や自治会活動が活性化していく。デメリットとしては市長部局の考えに偏ってしまう可能性が考えられる。但し、そうならないための手立てを公民館として、とっていく。

Q：教育という観点で、物事を習うということに意義がある。市長部局へ移管すると、講座等の参加者が少ないから講座をやめてしまうということにならないか心配だ。

A：学習意欲があるから公民館に来るということに意味があるので、費用対効果のみで考えず、人数の有無でなく中身を見て欲しいということを声に出していく。

Q：部署が変われば職員も立場も変えなければならないだろう。そうなった時に教育とは何か、評価の仕方が大事になってくる。

A：市長部局にいる職員が社会教育をやっていくことになるので、教育委員会としてチェックをしていく必要がある。

Q：市長部局に移管すると、教育とは離れた主体となって、数年経てば主旨も変わってきてしまうのではないか気にかかる。袖ヶ浦市は公民館の数が多いから、維持管理の費用を抑えて、職員も減らして、事業も一つにまとめて・・・となると教育のレベルも下がってしまうのではないか。

A：貸館だけになってしまわないよう、移管してもサークルや地域の方が相談できる体制をとっていくよう人事に掛け合っていく。

A：市民である皆様が自治会の役員に考えを伝えていき、意見をしっかりと表明することが大事である。人口減少社会になっていく中で、市としては限られた税収の中で費用対効果を考えていかなければならない。公民館で活動する

ということは、仲間を広げていくことによって自分達の活動の場も増えていくということにつながる。いずれにしても、皆様で知恵を出し合っていきたいと進んでいかない。

Q: 移管することになって、公民館に皆が集まる拠点になれるかどうか問題だ。

O: 公民館に来てもらうための方策はしっかり考えていかなければならない。

Q: まちづくり協議会と地区住民会議が何をやっているのかよくわからない。他市で同様な例があれば教えて欲しい。

A: 市内公民館全てを市長部局へ移管しているところはない。近隣では木更津市の金田公民館が令和元年に「金田地域交流センター」を設置して市長部局へ移管した。実際には公民館の経験者が市長部局の職員として公民館事業を行っている。また、木更津市では各公民館にまちづくり協議会の事務局を置いている。地区住民会議は、根形地区は根っ子の会として、平成13年に中学生の保護者が地域の子どもの健全育成のための地区住民会議を立ち上げる際に、すでに根形地区にあった根っ子の会という組織をそのまま引き継ぎ、地区住民会議として発足した。「デイキャンプ」(現在は「わくドキ体験」に名称を変更。)の活動や青少年相談員、PTA、小中学校の先生、防犯指導員等による子ども安全パトロールや標語看板の設置等の活動を行っており、地域課題の中でも子ども達の健全育成に特化したものである。一方、まちづくり協議会は、地域全体での課題解決や連絡調整の場として、昨年度長浦地区で初めて設立された。活動の一例として長浦駅前のロータリーにイルミネーションを設置している。他に、根形地区の「NESUPO (ネスポ)」は、子どもから大人までがスポーツを通じた健康・体力づくりの推進を目的としている。それぞれ切り口は違うが地域課題を解決する場としては同様であり、組織を作っている団体もほぼ同じであるため、根形地区でもまちづくり協議会を作る際には、これらを一つの会議体として組み直しの必要があると考えている。

Q: まちづくり協議会は、市の職員がやっていくのか、それとも地域の方が主で引っ張っていくのか。

A: 地域の課題は自分達で解決するという趣旨であるため、まちづくり協議会も地域の方が主体となる。事務局として職員が担当し、互いに相談して行っていくことになるだろう。

Q：コロナ禍で子ども会やPTAの活動も減ってきている。組織を変えるだけでは回っていかないのではないだろうか。

A：新たな取り組みをしていくためには、地区に足を運んで何度もお願いをしていくしかないと考えている。

O：のぞみ野地区では、自治会の加入率が半分を切ってしまい危機感を感じている。新たな転入者には積極的に声をかけて加入してもらっているが、最近では長年住んでいた方が自治会を脱退している。組織を立ち上げてもうまく機能していくことは難しいのではないかと思う。公民館としても積極的に社会教育推進員を通じて地域へ足を運んでいただきたい。

A：まちづくり協議会を担当している市民協働推進課では、自治会への加入率の減少が切実な問題になっている。高齢化に伴う課題はどこもあり、まちづくり協議会を作っただけで終わらないように、まちづくり協議会の設立はあくまでもスタートラインであり、これからが本番であるという気持ちで、地域の方たちと時間をかけて話をしていかなければならないと考えている。

Q：先日出席した社会教育推進員全体研修会で、「PTAの役員が集まって企画しても人が集まらない」という意見があった。根形地区だけを対象とするのではなく、市全体で募集をして、担当する公民館を決めたらどうか。

A：公民館の講座については各地区の状況を見て、地域に合った講座を開講することが公民館の設立の趣旨になっている。根形に関しては、文化・芸術に特化したものとして、絵画教室などは市内全域から募集している。各公民館で市民全体に声をかける講座については、各公民と連携を取っていく必要はある。

Q：昭和地区の子どもの参加が多いのであれば、昭和地区で講座を開設することはできないのか。場所が離れていると親も送迎しなければならない。

A：全市から募集しているので、地区のバランスを見ながら講座生を決定している。

A：絵画や陶芸は特殊な施設がないと実施できない。

O：資料に「地域の方たちに、今まで以上に公民館に来てもらうための方策を考えていく。」とあるが、社会教育推進員全体研修会で、「コロナ禍で人と会えず、子ども同士で集まって遊ぶこともできず、とても辛かった。」とある母親が言っていた。公民館に集まってもらえるよう工夫して、誰もが気軽に参加

できる場になれば良いと思う。

○：「金田地域交流センター」では、連れてきた子ども達をセンター内のフロアで自由に遊ばせていた。そうするためには場所が必要になってくる。

○：子どもが小さい頃に代宿児童館へ遊びに連れて行っていた。代宿児童館は当時、いつでも使えるように解放していたが、それほど使われている様子ではなかった。公民館に来てもらうためにはどうしたらよいか考えなければならない。

○：部屋を開放していつでも来てくださいというのも一つの案だ。公民館に来たことのない人が来てもらえるような努力をしていかなければならない。

○：8年間学校の役員をやっていた時に何の講座であったか覚えていないが、講座の冒頭で子育てに悩む母親同士が握手を交わしてから講義を始めたら、その後皆が打ち解けて有意義な意見交換ができた。コロナの制限が緩和されていくようであれば、若い人を集める方策として、このような講座を実施してみても良いかと思う。

**【根形公民館利用者懇談会 令和5年3月17日（金）】**

Q：移管後も公民館事業や利用者援助を継続するとのことであるが、その場合社会教育としての理念は移管後どうなるのか。

A：施設の管理自体は市長部局へ移管されるが、事業や利用者の相談業務支援については、今後も教育委員会のチェック体制をもけることを考えており、社会教育の理念を守れるよう考えている。

Q：上記に関係して、移管後現在の職員配置はどうなるのか。

A：前提として、職員の所属が変わるという事はあるが、現在の職員配置をなくすという事はない。また、今後の事業の継続を踏まえても、教育委員会経験者、社会教育主事有資格者の職員配置等を継続していく。

Q：移管後は社会教育法の管轄から外れるという事は、懇談会内において説明のあった営利目的の使用制限もなくなるという事か。

A：法律上の制限はなくなると考えている。ただし、公平性のため施設利用に係るルール、抽選方式などは今後も継続する予定のため、営利目的の利用者が、使用を優先されることなどはないと考えます。営利団体や直接地域復興につながる物品販売などでの利用については、利用方法を検討していく。

Q：陶芸関係設備の使用について、現状登録サークルが占有している状況であるが、移管後は一般利用者への開放されるのか。

A：別館アトリエについては、設置経緯が特殊なため、現在外部予約ができない状態であるが、前提として公民館施設は特定の団体が占有するものではないため、来年度以降は月に一度は個人が利用できるように開放日を作ってほしいと考えている。

O：理屈は理解できるが、棚板や釉薬等サークル協議会の予算で購入した設備もあり、個人利用者用の道具、設備や消耗品に関しては公民館側で用意をお願いしたい。

Q：公民館の市長部局移管については、全国的な動きとして進んでいるのか。周辺自治体等で先行事例はあるか。

A：市長部局移管の良し悪しについて結論は出ていない。ただし、袖ヶ浦市は公民館の市長部局移管の方針を決定し、これに基づき事務を進めていくという事です。先行事例については、木更津や市原等で一部公民館の管理を指定管理者に任せているなどの事例はある。

Q：移管後、公民館の管理が指定管理者となることはあるか。

A：現状では指定管理者を導入する予定はない。

# 地域まちづくり協議会に ついて

袖ヶ浦市 企画政策部  
市民協働推進課

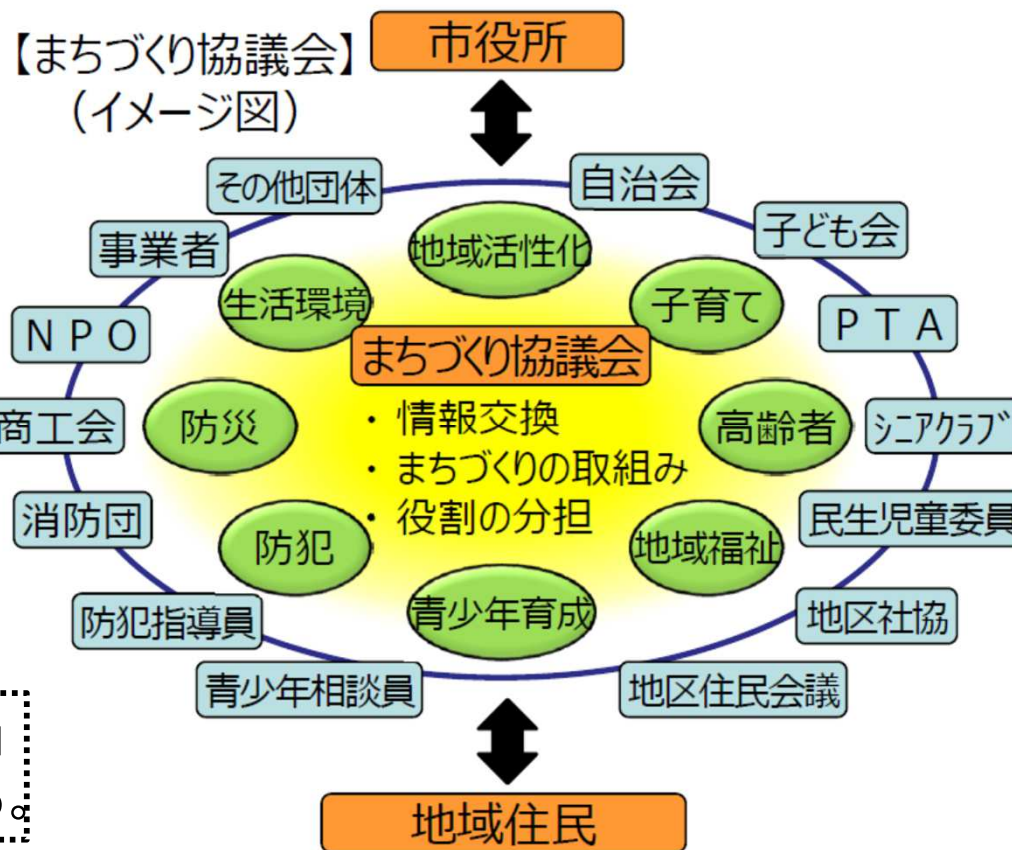
# 地域まちづくり協議会の概要

現在、地域の様々な団体で構成する「地域まちづくり協議会」をつくる施策が、全国的に増えている。

構成員の減少、担い手の減少による個々の地域活動の縮小

もう少し大きな単位（小学校区、中学校区、地区の自治連合会の単位など）で地域がまとまって、事業の見直しや役割分担などを行う。

📎「地域まちづくり協議会」は、今後の地域コミュニティのあり方を考えるきっかけになる。



## 袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例【抜粋】

第15条 住民及び地縁団体は、自らの地域におけるまちづくりを推進するための組織を設立することができる。

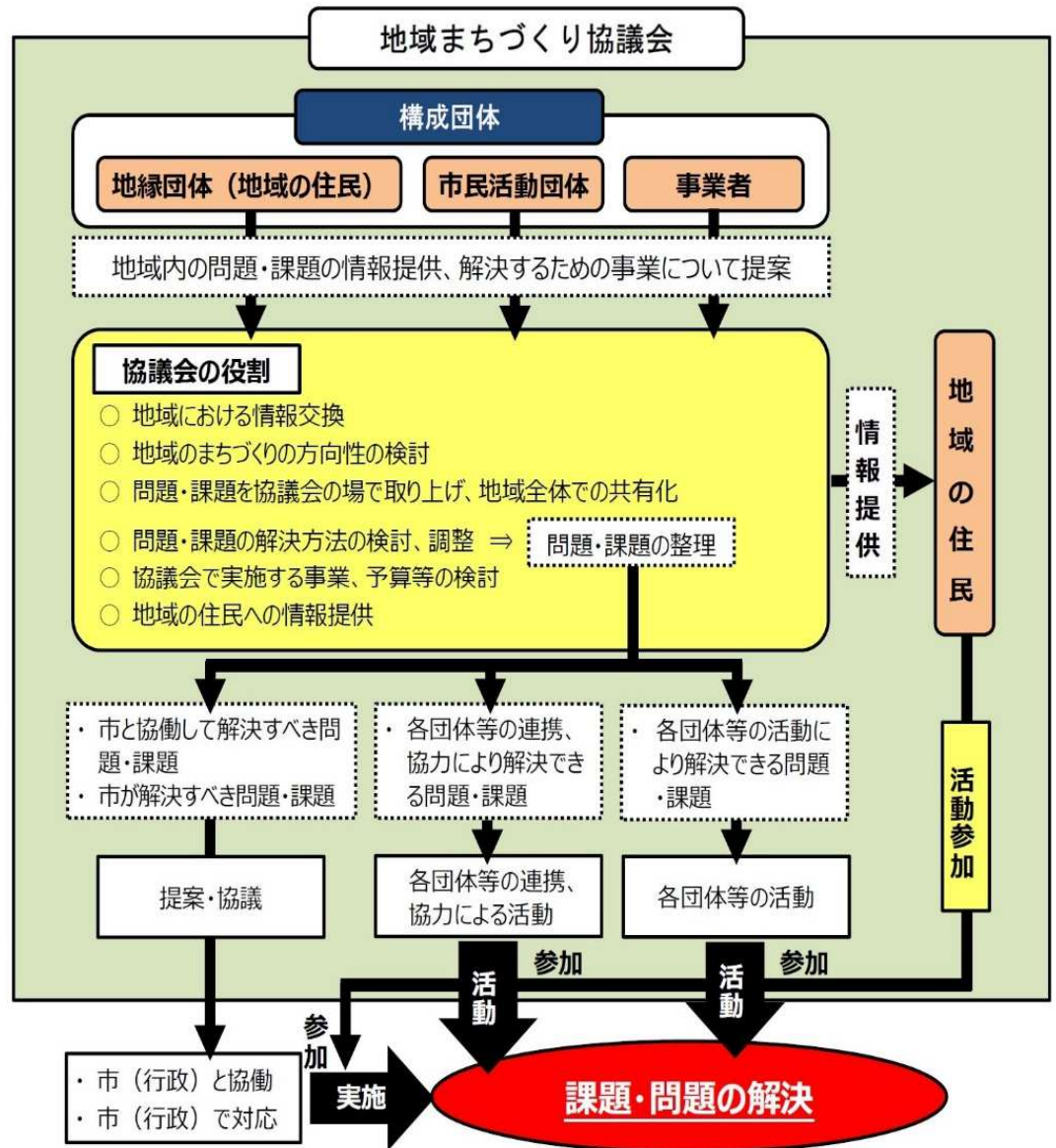
- 2 地域まちづくり協議会は、当該地域の市民及び地域コミュニティにより組織するものとする。
- 3 市は、地域まちづくり協議会の設立、運営及び活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。



# 地域まちづくり協議会の主な取組

地域の身近な課題解決のために、団体間の情報交換を行い、地域のまちづくりの目標を定め、課題解決に向けた取組を進めます。

- ① 地域における情報交換
- ② 地域のまちづくりの方向性の検討
- ③ 問題・課題を協議会の場で取り上げ、地域全体での共有化
- ④ 問題・課題の解決方法の検討、調整
- ⑤ 協議会で実施する事業、予算等の検討
- ⑥ 地域の住民への情報提供



# 地域まちづくり協議会設立までの流れ

協議会の設立は、地域の実情に合わせて進めていく必要がありますが、一般的な流れは次のとおりです。



- ① 現状の把握
  - 地域の自治会・団体等や住民の把握を行います。
  - 必要に応じて検討会などを実施します。
- ② 地域の団体や住民へ参加の呼びかけ
  - 地域の自治会・団体等や住民に参加を呼びかけます。
  - 設立準備会の開催を検討します。
- ③ 協議会の設立準備会
  - 地域の自治会・団体等と組織化に向けて協議します。
  - 協議会の規約、組織体制、事業計画、予算等を検討します。
  - その他の地域の団体等との連絡調整を行います。
- ④ 協議会の設立
  - 協議会の設立集会を開催します。
  - 地域住民に協議会を周知します。
- ⑤ 協議会の認定
  - 市に協議会の設立を登録します。

# 地域まちづくり協議会への支援内容

地域まちづくり協議会の運営や活動を支援するため、市では「地域まちづくり協議会補助金交付要綱」による補助を行います。

## (1) 補助対象事業

- ① 住民相互の情報交換及び交流の促進を図る事業
- ② 保健、医療及び福祉の増進を図る事業
- ③ 環境の保全を図る事業
- ④ 防災、防犯及び交通安全の推進を図る事業
- ⑤ 子どもの健全育成を図る事業
- ⑥ 社会教育の推進を図る事業
- ⑦ その他地域課題の解決を図り、地域のまちづくりに資すると市長が認める事業

※ ただし、次に該当する事業は補助対象になりません

- ① 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ② 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業
- ③ 法令等に違反する事業

## (2) 補助金額

事業区分	補助金の限度額	補助対象経費
協議会運営事業	・ 5万円を限度 ※ 会議運営や事務処理などに要するもの。	・ 補助対象事業の実施に直接必要な経費 ※ ただし、次の経費は除きます。
地域まちづくり事業	・ 80万円を限度 ※ 補助対象事業の実施により収入が生じる場合は、その金額を控除します。	① 協議会の構成員に対する人件費 ② 協議会の構成員の親睦に要する飲食費 ③ 住民相互の交流の促進を図るイベントに要する経費のうち、50万円を越える経費（⇒イベントは50万円が限度） ④ 国、地方公共団体又はその他の機関の別の補助金等の対象となる経費 ⑤ その他適当でないと認める経費

## 【活動内容】 長浦地区まちづくり協議会

### ＜設立経緯＞

- 長浦地区における共通の課題解決に向けて、自主的、主体的に地域活動を行い、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある地域コミュニティ」の構築を目指し、長浦地区で活動する方々により結成されました。
- 5つの部会を設け、長浦地区のコミュニティ団体の課題、情報等の共有や相互の連携などに取り組みます。  
※長浦地区まちづくり協議会の構成は、別紙のとおり



### ＜各部会の活動内容案(令和5年度)＞

- ◆総務・広報部会：広報誌を作成し、発行
- ◆安心・安全部会：防犯に関する安全マップ等を作成
- ◆健康・福祉部会：団体と連携し、軽スポーツを実施
- ◆青少年部会：団体と共催で親子ウォーキングを実施
- ◆地域活性化・環境づくり部会：イルミネーションや自治連との共催で合同祭礼を実施

イルミネーション(令和4年度)





## 【参考事例】 臼井ふるさとづくり協議会(佐倉市)

### < 設立経緯 >

- ・ 平成18年9月の条例制定後に、臼井小学校区の9自治会と各種団体により、「あいさつのできる町から助け合いのできる町へ」をコンセプトとして、1自治会ではできないことを広域で行おうということで結成された。
- ・ 活動拠点は、臼井小学校(多目的室)となっており、休日などは「老人憩の家」(自治会が指定管理者)で活動している。

### < 活動内容 >

- ・ 防犯交通部会：防犯パトロール、子ども防犯教室、自転車の乗り方教室
- ・ 防災部会：広域防災訓練
- ・ 広報部会：広報紙の発行
- ・ 事業部会：ふるさとウォーキング、クリーン作戦、昔遊び体験教室

※ 市補助支援あり



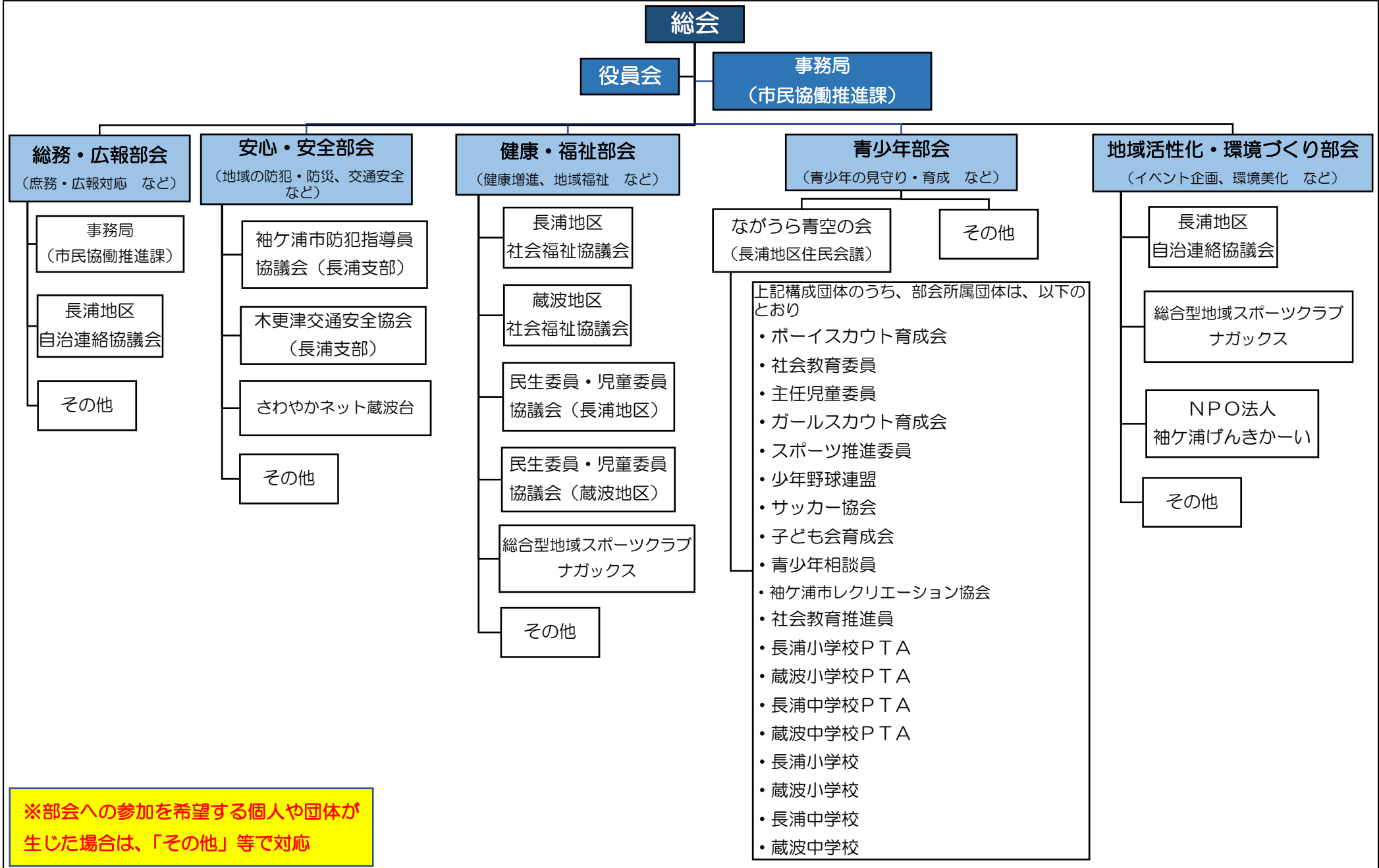
子ども防犯教室

通学児童の見守り



地域の防災訓練

# 長浦地区まちづくり協議会組織図



※部会への参加を希望する個人や団体が  
生じた場合は、「その他」等に対応